# 岩手県地域防災計画(本編) 新旧対照表 (案)

第1章 総則	
第4節	防災関係機関の責務及び業務の大綱・・・・・・・・・・・・1
第5節	県土の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第2章 災害予	<b>予防計画</b>
第1節	防災知識普及計画 · · · · · · · · 3
第2節	地域防災活動活性化計画 · · · · · · 4
第3節	防災訓練計画 · · · · · · · · 5
第4節	気象業務整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第4節の2	通信確保計画 · · · · · · · · 9
第5節	避難対策計画10
第5節の2	災害医療体制整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第6節	要配慮者の安全確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
第6節の2	食料・生活必需品等の備蓄計画 ・・・・・・・・・・・・・ 15
第7節	孤立化対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
第11節	ライフライン施設等安全確保計画・・・・・・・・・ 18
第13節	風水害予防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · 19
第14節	雪害予防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 19
第16節	土砂災害予防計画 · · · · · · · · · · · · 21
第18節	林野火災予防計画 · · · · · · · · 24
第3章 災害成	5.急対策計画
第1節	活動体制計画 · · · · · · · · · · · · · · · 25
第2節の2	広域防災拠点活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
第2節	気象予報・警報等の伝達計画・・・・・・・・・・・29
第4節	情報の収集・伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
第5節	広報広聴計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
第6節	交通確保・輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
第10節	市町村等応援協力計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
第12節	防災ボランティア活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・47
第15節	避難・救出計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
第16節	医療・保健計画・・・・・・・・・・・・・・・ 50
第17節	食料、生活必需品等供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・53
第22節	廃棄物処理・障害物除去計画・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
第28節	ライフライン施設応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
第4章 災害復	夏旧・復興計画
第1節	公共施設等の災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・・ 56

頁	現。	計画				修	 正	Š
	第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱				第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱			
	第1 防災関係機関の責務				第1 防災関係機関の責務			
	[略]				[略]			
	第2 防災関係機関の業	務の大綱			第	52 防災関係機関の業	務の大綱	
	1 [略]					1~5 [略]		
	2 指定地方行政機関					2 指定地方行政機関		
1-1-5	機関名	業務の	大綱			機関名	業務	5の大綱
	[略]					[略]		
	仙台管区気象台	(1) [略]				仙台管区気象台	(1) [略]	]
	〔盛岡地方気象台〕	(2) 気象、:	地象(地震			〔盛岡地方気象台〕	(2) 気象	、地象(地震
		にあって	は、発生し				にあっ	ては、発生し
		た断層運	動による地				た断層	運動による地
		震動に限る	る <u>。</u> )及び水				震動に	限る)及び水
		象の予報	並びに警報				象の予	報並びに警報
		等の防災	気象情報の				等の防	災気象情報の
		発表、伝	達及び解説				発表、	伝達及び解説
		に関する	こと。				に関す	ること。
		$(3) \sim (5)$ [	[略]				$(3) \sim (5)$	[略]
	[略]					[略]		
	3~5 [略]					3~5 [略]		
1-1-9	6 公共的団体その他	防災上重要な	よ施設の管理	里		6 公共的団体その他	防災上重勢	要な施設の管理
	者					者		
	機関名	3	業務の大綱			機関名		業務の大綱
	[略]					[略]		
	(株)岩手日報社		[略]			(株)岩手日報社		[略]
	(株)朝日新聞社盛岡総居	ਜ਼ੈ				(株)朝日新聞社盛岡総局	5	
	(株)毎日新聞社盛岡支馬	ਜ਼ੈ				(株)毎日新聞社盛岡支局	5	
	(株)読売新聞社盛岡支馬	ਜ਼				(株)読売新聞社盛岡支局	3	
	(株)河北新報社盛岡総局	ਜ਼				(株)河北新報社盛岡総局	3	
	(株)産業経済新聞社盛岡	司支局				(株)産業経済新聞社盛岡	可支局	
	(株)日本経済新聞社盛岡支局					(株)日本経済新聞社盛岡	可支局	
	(株)岩手日日新聞社				(株)岩手日日新聞社			
	(株)デーリー東北新聞社盛岡支局					(株)デーリー東北新聞社	上盛岡支局	
	(一社)共同通信社盛岡支	5局				(一社)共同通信社盛岡支	元局	
	(株)時事通信社盛岡支馬	ਜ਼ੋ				(株)時事通信社盛岡支局	5	
	<u>(有)盛岡タイムス社</u>							
修正	○所要の修正							
理由								

本編 第		
頁	現 計 画	修 正 案
	第5節 県土の概況	第5節 県土の概況
	1 位置	1 位置
	[略]	[略]
	2 面 積	2 面 積
	[略]	[略]
	3 地勢、地質	3 地勢、地質
	[略]	[略]
	4 気 候 (1) 「吸 7	4 気 候 (1) 「1027
	(1) [略]	(1) [略]
	(2) 気象災害	(2) 気象災害
	[略] ア [略]	[略] ア [略]
	イ 春の暴風、異常乾燥、晩霜	イ 春の暴風、異常乾燥、晩霜
1-1-13	1月末頃から2月にかけての、いわゆる台	3月末頃から4月を中心に南寄りの強風
	湾沖低気圧で代表される発達した低気圧	に見舞われることがある。これは冬期が解
	により、東部沿岸地方主体に暴風雪被害が	消して、移動性高気圧と低気圧が交互に本
	起こることは前述のとおりであるが季節	州を東進する際、低気圧が日本海に入って
	が進んで3月末頃から4月を中心に南寄り	発達すると本州全体に南寄りの暖かい強
	の強風に見舞われることがある。これは冬	風が吹くためである。天気は周期的に変わ
	期が解消して、移動性高気圧と低気圧が交	り、そのたびごとに気温が上昇して「なだ
	互に本州を東進する際、低気圧が日本海に	れ」や融雪洪水を起こしたり、大陸からの
	入って発達すると本州全体に南寄りの暖	乾燥気団に伴う異常乾燥や晩霜が出現す
	かい強風を吹かせるもので、春一番などと	る。
	<u>言うことがある。</u> 天気は周期的に変わり、	
	そのたびごとに気温が上昇して「なだれ」	
	や融雪洪水を起こしたり、大陸からの乾燥	
	気団に伴う異常乾燥や晩霜が出現する。	
	ウ~オ [略]	ウ~オ [略]
16		
修正	○所要の修正	
理由		

頁	現 計 画	修 正 案
	第1節 防災知識普及計画	第1節 防災知識普及計画
1-2-1	   第1 基本方針	   第1 基本方針
	   県、市町村その他の防災関係機関は、職員に	県、市町村その他の防災関係機関は、職員に
	   対して防災教育を実施するとともに、広く住民	対して防災教育を実施するとともに、広く住民
	   等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思	等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思
	想の普及、徹底を図る。	想の普及、徹底を図る。
	なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、	なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、
	障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分	障がい者 <u>、外国人、乳幼児、妊産婦</u> 等の要配慮
	配慮するとともに、地域において要配慮者を支	者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地
	援する体制の整備を図る。	域において要配慮者を支援する体制の整備を
	また、被災時の性別によるニーズの違い等、	図る。
	男女双方及び性的マイノリティ(LGBT 等)の	また、被災時の性別によるニーズの違い等、
	視点にも配慮する。	男女双方及び性的マイノリティ(LGBT 等)の
		視点にも配慮する <u>ことに加え、愛玩動物の飼養</u>
		<u>の有無による被災時のニーズの違いに配慮す</u>
		<u>るよう努める</u> 。
	第2 防災知識の普及	第2 防災知識の普及
	1~4 [略]	1~4 [略]
	5 防災文化の継承	5 防災文化の継承
	[略]	[略]
1-2-3	○ 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を	○ 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を
	次世代に継承していくため、災害に関する	次世代に継承していくため、災害に関する
	資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧	資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧
	できるよう地図情報その他の情報により	できるよう地図情報その他の情報により
	公開に努めるとともに、災害に関する石碑	公開に努めるとともに、災害に関する石碑
	やモニュメント等の持つ意味を正しく次	やモニュメント等の <u>自然災害伝承碑が</u> 持
	世代に伝えていくよう努める。	つ意味を正しく次世代に伝えていくよう
		努める。
	6~7 [略]	6~7 [略]
	8 専門家の活用	8 専門家の活用
	○ 県及び市町村は、各地域において、防災	○ 県及び市町村は、各地域において、防災
	リーダーの育成等、自助・共助の取組が適	リーダーの育成等、自助・共助の取組が適
	切かつ継続的に実施されるよう、水害・土	切かつ継続的に実施されるよう、水害・土
	砂災害・防災気象情報に関する専門家の活	砂災害・防災気象情報に関する専門家(気
	用を図るものとする。	<u>象防災アドバイザー等)</u> の活用を図るもの
	   笠2	とする。
	第3 総合防災センターによる防災知識の普及等   [略]	第3 総合防災センターによる防災知識の普及等     [略]
修正	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	「~□ 】
	○防火基本計画修正に伴り修正   ○所要の修正	
理由	○別安ツ修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	第2節 地域防災活動活性化計画	第2節 地域防災活動活性化計画
	第1 基本方針	第1 基本方針
	[略]	[略]
	第2 自主防災組織の育成強化	第2 自主防災組織の育成強化
	[略]	[略]
1-2-6	第3 消防団の活性化	第3 消防団の活性化
	○ 県及び市町村は、地域における消防防災の	○ 県及び市町村は、地域における消防防災の
	中核として重要な役割を担う <u>消防団の活性</u>	中核として重要な役割を担う <u>消防団の活性</u>
	<u>化を推進し、その育成を図る</u> ため、地域住民	化及び消防団員がやりがいを持って活動で
	の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次	<u>きる環境づくりを推進する</u> ため、地域住民の
	の事業等を積極的に推進する。	理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の
		事業等を積極的に推進する。
	ア 「消防団活性化総合計画」の策定	
	<u>イ</u> 消防団の <u>施設・設備</u> の充実強化	<u>ア</u> 消防団の <u>車両・資機材・拠点施設</u> の充実
		強化
	<u>ウ</u> 消防団員の教育訓練の充実強化	<u>イ</u> 消防団員の <u>必要な資格の取得など実践</u>
		的な教育訓練の充実強化
	<u>エ</u> 報酬・出動手当の引上げ、表彰制度の充	<u>ウ</u> 報酬・出動手当の引上げ、表彰制度の充
	実等による処遇改善	実等による処遇改善
	オ 消防団総合整備事業等の活用	
	<u>カ</u> 競技会、行事等の開催	<u>エ</u> 競技会、行事等の開催
	<u>キ</u> 青年層、女性層及び公務員の消防団への	<u>オ</u> 青年層、女性層及び公務員の消防団への
	加入促進	加入促進
	<u>ク</u> 地域防災及び消防団活動に関する広報	<u>カ</u> 地域防災及び消防団活動に関する広報
	活動及び企業等への協力要請	活動及び企業等への協力要請
	第4 住民等による地区内の防災活動の推進	第4 住民等による地区内の防災活動の推進
	[略]	[略]
修正	○防災基本計画修正に伴う修正	
理由	○所要の修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	第3節 防災訓練計画	第3節 防災訓練計画
	第1 基本方針	第1 基本方針
	[略]	[略]
	第2 実施要領	第2 実施要領
1-2-7	1 実施方法	1 実施方法
	[略]	[略]
	○ 訓練は、毎年1 回以上、防災の日を中心	○ 訓練は、毎年1 回以上、防災の日を中心
	とする防災週間中など、地域の実情に応じ	とする防災週間中など、地域の実情に応じ
	た適宜の時期に実施日及び実施会場を設	た適宜の時期に実施日及び実施会場を設
	定し、定期的に実施する。	定し、定期的に実施する。
	県は、9月1日「防災の日」を含む1週	県は、9月1日「防災の日」を含む1週
	間(防災週間)を原則とし、11月5日「津	間(防災週間)を原則とし、 <u>8月26日「火</u>
	波防災の日」や冬季等市町村の要望や想定	<u>山防災の日」及び</u> 11月 5 日「津波防災の日」
	上の特性を踏まえた時期に、県内の各市と	や冬季等市町村の要望や想定上の特性を
	共催により、総合防災訓練を実施する。	踏まえた時期に、県内の各市と共催によ
		り、総合防災訓練を実施する。
	[略]	[略]
修正	○防災基本計画修正に伴う修正	
理由		

	2章 災害予防				1				
頁		·		<u> </u>					案
	第4	4節 気象	業務整備	計画		第	4節 気象	業務整備	計画
	第1 基本方針	•			第	1 基本方金	+		
	[略]					[略]			
	第2 観測体制	の整備等			第	2 観測体制	の整備等	<u> </u>	
	1 [略]					1 [略]			
	2 情報処理	<ul><li>通信シス</li></ul>	ステムの	整備・充実		2 情報処理	<ul><li>通信シ</li></ul>	ステムの	整備・充実
	〇 盛岡地方	5気象台は	、情報の	収集・伝達に		〇 盛岡地ス	方気象台に	は、情報の	)収集・伝達に
	必要な通信	言システム	及び防災	気象情報の作		必要な通信	言システム	ム及び防災	炎気象情報の作
	成に必要な	:情報処理	システム	の整備・充実		成に必要な	な情報処理	里システム	の整備・充実
	に努める。					に努める。			
	$(1) \sim (2)$	[略]				$(1) \sim (2)$	[略]		
1-2-9	(3) 地域	気象観測:	システム	(アメダス)		(3) 地域	気象観測	システム	(アメダス)
	施設名	箇所数	備	青 考		施設名	箇所数	信	青 考
	地域気象観	[略]	(1) 降:	水量、気温、		地域気象観	[略]	(1) 降	水量、気温、
	測所		日照	(33 箇所に限		測所		日照	(33 箇所に限
			る。う	ち30箇所は				る。こ	5 5 30 箇所は
			気象律	5星等のデータ				気象衛	5星等のデータ
			を基に	日照時間の面				を基に	こ日照時間の面
			的デー	-タを推計した				的デー	-タを推計した
			「推計	- 気象分布(日				「推計	気象分布(日
			照時間	引)」から得る				照時間	引)」から得る
			推計值	1。)、風(風				推計值	生。)、風(風
			向、厘	l速)を観測。				向、屆	鳳速)を観測。
			うち、	15 箇所は積				うち、	<u>16 箇所</u> は積
			雪も、	16 箇所は湿				雪も、	<u>22 箇所</u> は湿
			度も観	見測。				度も勧	現測。
			(2) [1	略]				(2) [	略]
	[略]					[略]			
1-2-10	(4) 地震	• 津波観》	則施設			(4) 地震	・津波観	測施設	
	[略]					[略]			
	(気象庁以外の	の機関が設	置している	る主な観測施設)		(気象庁以外	の機関が認	置してい	る主な観測施設
	施設名	等	箇所数	設置機関		施設名	等	箇所数	設置機関
	[略]					[略]			
	全国強震 <u>ネ</u>	[略]	<del></del>			全国強震観	[略]		
	<u>ットワーク</u>					測網			
	システム								
	[略]					[略]			
	震度情報ネ	計測震	<u>54</u>	岩手県(箇		震度情報ネ	計測震	<u>52</u>	岩手県(箇
	ットワーク	度計		所数のう		ットワーク	度計		所数のう
	システム			ち、 <u>6</u> は防災		システム			ち、 <u>5</u> は <u>国立</u>
				科学研究所					研究開発法
				から、8 は気					人防災科学
				1					<u></u> :

[略]	

1-2-10

#### (5) 火山観測施設

施設名	箇所数	備  考
岩手山火山	<u>8</u>	馬返し(地震計、空振
観測点		計、傾斜計)、八合目
		小屋(地震計)、滝ノ
		上温泉(地震計)、黒
		倉山西 (地震計)、赤
		倉岳北 (傾斜計)、柳
		沢(GNSS)、柏台
		(監視カメラ)、黒倉
		山(監視カメラ)
[略]		

## (6) 大気汚染気象業務

○ 仙台管区気象台は、気象状態の現況を把握し、地方公共団体の大気汚染防止活動に協力する。

#### 1-2-11 第3 情報の提供

○ 気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

通信施設		压	達	先
データ通信回線	有継データ回継	気象庁	盛岡地方	気象台
304	衛星公衆電話			
	部外無線設備	岩手県防災行政情報通信	ネットフーク(岩	手県)
気象	情報伝送処理システム(専 用回線)	事務所(流域治水課)、デ NHK盛岡放送局(コン	岩手県警察本部(警 テンツセンター) 写上保安部(警備核	難課)、釜石海上保安
防災	情報提供システム(インタ <u>ーネット)</u>	奈木部(警備課・通信指 ンター)、IBC岩手放送 岩手めんこいテレビ(製 エフエム岩手(放送部)、 株式会社盛間支往(輸送記 料庫隊第2利)	(報道部)、テレビ 道部)、岩手朝日テ 岩手日報社(報道	岩手 (アナウンス部)、 レビ (報道制作部)、 部)、東日本旅客鉄道
	専用電話	岩手県 (防災課)		

### 第4 防災知識の普及啓発の実施

○ 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報 への理解を促進し、公助にとどまらず自 助・共助の場面においても防災気象情報が より積極的かつ適切に利活用されることが 災害による被害を最小限にするための有効

		から、8 は気
		象庁からの
		分岐)
「略]	•	

(5) 火山観測施設

施設名	箇所数	備考
岩手山火山	9	馬返し(地震計、空振
観測点		計、傾斜計)、八合目
		小屋(地震計 <u>、GNS</u>
		<u>S</u> )、滝ノ上温泉(地
		震計)、黒倉山西(地
		震計)、赤倉岳北(傾
		斜計)、柳沢(GNS
		S)、柏台(監視カメ
		ラ)、黒倉山(監視カ
		メラ) <u>、長山篠川原</u>
		(監視カメラ)
[略]		

#### 第3 情報の提供

○ 気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

〔気象警報等伝達系統図 資料 3-2-3〕

### 第4 防災知識の普及啓発の実施

○ 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報 への理解を促進し、公助にとどまらず自 助・共助の場面においても防災気象情報が より積極的かつ適切に利活用されることが 災害による被害を最小限にするための有効

	な手段であることを認識し、関係機関との	な手段であることを認識し、関係機関との					
	協力のもと、防災気象情報の活用能力の向	協力のもと、防災気象情報の活用能力の向					
	上を含め、様々な状況下で住民一人ひとり	上を含め、様々な状況下で住民一人ひとり					
	が自らの判断で危険を回避し安全を確保す	が「我が事」として実感をもって自らの判					
	る行動をとることを可能とするための知識	断で危険を回避し安全を確保する行動をと					
	の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進	ることを可能とするための知識の普及啓発					
	するものとする。	を図り、住民の防災活動を推進するものと					
		する。					
	ア〜イ [略]	ア〜イ [略]					
	ウ 実施事項及び実施にあたって留意事項	ウ 実施事項及び実施にあたって留意事項					
1-2-12	○ 盛岡地方気象台は、平常時からパンフ	○ 盛岡地方気象台は、平常時からパンフ					
	レットや映像教材等の広報資料の作成、	レットや映像教材等の広報資料の作成、					
	ホームページの活用、講演会の開催、講	ホームページ <u>や SNS</u> の活用、講演会の開					
	師の派遣などを行うものとする。	催、講師の派遣などを行うものとする。					
	[略]	[略]					
	工 [略]	工 [略]					
修正	○所要の修正						

理由

本編 第2章 災害予防計画

頁	現計画	修 正 案
1-2-13	第4節の2 通信確保計画	第4節の2 通信確保計画
	第1 基本方針	第1 基本方針
	1 [略]	1 [略]
	2 災害時においても通信が途絶しないよう、	2 災害時においても通信が途絶しないよう、
	通信施設・設備の被災が想定されない場所へ	通信施設・設備の被災が想定されない場所へ
	の設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化	の設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化
	並びに代替通信手段の確保に努める。	並びに代替通信手段の確保に努めるととも
	<u>また、</u> 通信施設等が損壊した場合に備え、	<u>に、</u> 通信施設等が損壊した場合に備え、迅速
	迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機	に応急復旧ができるよう要員及び資機材の
	材の確保体制を整備する。	確保体制を整備する。
		また、通信が途絶している地域で、部隊や
		派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通
		信を活用したインターネット機器の整備、活
		<u>用に努めること。</u>
	3・4 [略]	3・4 [略]
	第2 通信施設・設備の整備等	第2 通信施設・設備の整備等
	[略]	[略]
修正	○防災基本計画修正に伴う修正	
理由		

頁	現計画	修 正 案
	第5節 避難対策計画	第5節 避難対策計画
	第1 基本方針	第1 基本方針
	[略]	[略]
	第 2 避難計画の作成	第 2 避難計画の作成
	1 市町村の避難計画	[略]
	[略]	[略]
1-2-17	○ 避難手段は、原則として徒歩によるも	○ 避難手段は、原則として徒歩によるも
	のとする。ただし、避難所までの距離や	のとする。ただし、避難 <u>場</u> 所 <u>等</u> までの距
	避難行動要支援者の存在など地域の実情	離や避難行動要支援者の存在など地域の
	に応じ、やむを得ず自動車により避難せ	実情に応じ、やむを得ず自動車により避
	ざるを得ない場合においては、避難者が	難せざるを得ない場合においては、避難
	自動車で安全かつ確実に避難するための	者が自動車で安全かつ確実に避難するた
	方策をあらかじめ検討する。	めの方策をあらかじめ検討する。
	[略]	[略]
	2•3 [略]	2•3 [略]
	第3 避難場所等の整備等	第3 避難場所等の整備等
	1 避難場所等の整備	1 避難場所等の整備
	[略]	[略]
	○ 県及び保健所設置市の保健所は、新興感	○ 県及び保健所設置市の保健所 <u>等</u> は、新興
	染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常	感染症の自宅療養者等の被災に備えて、 <u>災</u>
	<u>時</u> から、防災担当部局(県の保健所にあっ	<u>害発生前</u> から、防災担当部局(県の保健所
	ては、管内の市町村の防災担当部局を含	にあっては、管内の市町村の防災担当部局
	む。)との連携の下、ハザードマップ等に	を含む。)との連携の下、ハザードマップ
	基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住	等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに
	しているか確認を行うよう努めるものと	居住しているか確認を行うよう努めるも
	する。また、市町村の防災担当部局との連	のとする。また、市町村の防災担当部局と
	携の下、自宅療養者等の避難の確保に向け	の連携の下、自宅療養者等の避難の確保に
	た具体的な検討・調整を行うとともに、必	向けた具体的な検討・調整を行うととも
	要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の	に、必要に応じて、自宅療養者等に対し、
	確保に向けた情報を提供するよう努める	避難の確保に向けた情報を提供するよう
	ものとする。	努めるものとする。 これらのことが円滑に
		行えるよう新興感染症発生前から関係機
		関との調整に努めるものとする。
		○ 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に
		愛玩動物と同行避難した被災者について、
		適切に受け入れるとともに、避難所等にお
		ける愛玩動物の受入状況を含む避難状況
		等の把握に努めるものとする。
1-2-21	2 [略]	2 [略]
	3 避難場所等の環境整備	3 避難場所等の環境整備
	○ 市町村は、次の事項に留意し、平時から	○ 市町村は、次の事項に留意し、平時から
	避難場所等の環境整備を図る。	避難場所等の環境整備を図る。
	ア 住民に各種情報を確実に伝達でき	ア 住民に各種情報を確実に伝達でき

るような双方向の通信機材の配備

- イ 非常用電源の配備とその燃料の備 蓄
- ウ 避難場所等及び周辺道路への案内 標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、 照明設備等の設置
- エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急 活動に必要な設備等の整備
- カ 毛布<u>及び</u>暖房器具、暖房施設等の 整備
- キ 高齢者、障がい者等の要配慮者に 配慮した環境の整備
- ク プライバシーの確保、男女のニー ズの違い等男女双方の視点等に配慮 した環境の整備
- ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗 濯等の環境の整備

「略]

第4 避難所の運営体制等の整備

[略]

第5 避難行動要支援者名簿

[略]

第6 避難に関する広報

[略]

第7 避難訓練の実施

[略]

るような双方向の通信機材の配備

- イ 非常用電源の配備とその燃料の備 蓄
- ウ 避難場所等及び周辺道路への案内 標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、 照明設備等の設置
- エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急 活動に必要な設備等の整備
- カ <u>段ボールベット等の簡易ベッド、</u> 毛布、暖房器具、暖房施設等の整備
- キ 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、 妊産婦等の要配慮者に配慮した環境 の整備
- ク プライバシーの確保、男女のニー ズの違い等男女双方の視点等に配慮 した環境の整備
- ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗 濯等の環境の整備

「略]

第4 避難所の運営体制等の整備

[略]

第5 避難行動要支援者名簿

[略]

第6 避難に関する広報

[略]

第7 避難訓練の実施

[略]

修正

○防災基本計画修正に伴う修正

理由

○表記の適正化

○所要の修正

計 画 修 ΤĒ 案 頁 第5節の2 災害医療体制整備計画 第5節の2 災害医療体制整備計画 第1 基本方針 第1 基本方針 1~2 「略] 1~2 「略] 3 県は、医療の応援について近隣都道府県間 3 県は、医療の応援について近隣都道府県間 1-2-23 における協定の締結を促進するなど医療活 における協定の締結を促進するなど医療活 動相互応援体制の整備に努めるとともに、災 動相互応援体制の整備に努めるとともに、災 害医療コーディネーター、災害時小児周産期 害医療コーディネーター、災害時小児周産期 リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT) リエゾン、災害派遣医療チーム (DMAT)、 災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害支 の充実強化や実践的な訓練、岩手県ドクター ヘリ運航要領に基づく運用や複数機のドク 援ナースの充実強化や実践的な訓練、岩手県 ターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確 ドクターヘリ運航要領に基づく運用や複数 保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活 機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠 動等の支援体制の整備に努めるものとする。 点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救 急医療活動等の支援体制の整備に努めるも のとする。 4 県は、日本災害リハビリテーション支援協 会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT) 等との連携等に努めるも のとする。 ※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニ ※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニ ーズを把握し、医療救護班等の配置調整、 ーズを把握し、医療救護班等の配置調整、 活動支援等のコーディネートを実施する、 活動支援等のコーディネートを実施する、 県本部長から委嘱された者をいう。 県本部長から委嘱された者をいう。 〔災害時の医療救護に関する協定書 資料 「災害時の医療救護に関する協定書 資料 編3-16-5〕 編3-16-5〕 〔災害時の医療救護活動に関する協定 資 「災害時の医療救護活動に関する協定 資 料編3-16-6] 料編3-16-6] 第2 災害拠点病院 第2 災害拠点病院 1 災害拠点病院の指定 1 災害拠点病院の指定 「略] [略] 「略] (1) 「略] (1) (2) 必要な施設・設備等の整備基準 (2) 必要な施設・設備等の整備基準 「略] [略] 1-2-24 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点の指定 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点の指定 状況 状況 区分 病院名 区分 病院名 基幹災害拠点病院 <u>盛岡赤十字病院、</u>岩手医科 基幹災害拠点病院 岩手医科大学附属病院 大学附属病院※ 「略] 「略] 注) ※は、主として研修機能を担うものとする。 「略] 「略] 第3 岩手DMAT等の体制強化 第3 岩手DMAT等の体制強化 [略] [略]

	第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備 [略] 第5 広域災害・救急医療情報システムの整備 [略] 第6 災害中長期への備え [略]	第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備 [略] 第5 広域災害・救急医療情報システムの整備 [略] 第6 災害中長期への備え [略]					
修正	○防災基本計画修正に伴う修正						
理由	○所要の修正						

本編 第2章 災害予防計画

頁	現計画	修 正 案
	第6節 要配慮者の安全確保計画	第6節 要配慮者の安全確保計画
	第1 基本方針	第1 基本方針
	1・2 [略]	1•2 [略]
1-2-26		3 市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の
		様々な主体が地域の実情に応じて実施して
		いる状況把握の取組を円滑に行うことがで
		きるよう事前に実施主体間の調整を行うと
		ともに、状況把握が必要な対象者や優先順位
		付け、個人情報の利用目的や共有範囲につい
		て、あらかじめ、検討するよう努めるものと
		<u>する。</u>
	第2 実施要領	第2 実施要領
	1~3 [略]	1~3 [略]
1-2-28	4 避難生活	4 避難生活
	[略]	[略]
	○ 県は、介護保険施設、障害者支援施設等	○ 県は、介護保険施設、障害者支援施設等
	に対する災害時に派遣可能な職員数の登	に対する災害時に派遣可能な職員数の登
	録の要請や、関係団体と災害時職員派遣協	録の要請や、関係団体と災害時職員派遣協
	力協定の締結等により、岩手県災害派遣福	力協定の締結等により、岩手県災害派遣福
	祉チームの設置を含めて、災害時における	祉チームの設置や災害支援ナースの派遣
	介護職員等の派遣体制の整備に努める。	<u>も</u> を含めて、災害時における介護職員等の
		派遣体制の整備に努める。
	5~7 [略]	5~7 [略]
修正	○防災基本計画修正に伴う修正	
理由		

頁	現 計 画	修 正 案						
	第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画	第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画						
	第1 基本方針	第1 基本方針						
	1 [略]	1 [略]						
1-2-30	2 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそ	2 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそ						
	れがある場合、事前に物資調達・輸送調整等	れがある場合、事前に物資調達・輸送調整等						
	支援システムを用いて備蓄状況の確認を行	支援システムを用いて備蓄状況の確認を行						
	うとともに、あらかじめ登録されている物資	うとともに、あらかじめ登録されている物資						
	の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資	の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資						
	の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を	の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を						
	関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を	関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を						
	含め、速やかな物資支援のための準備に努め	含め、速やかな物資支援のための準備に努め						
	るものとする。	るものとする。 <u>特に、交通の途絶等により地</u>						
		域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品						
		等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、						
		無人航空機等の輸送手段の確保に努めるも						
		<u>のとし、国はこれを支援する。</u>						
	3 [略]	3 [略]						
		4 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じ						
		て、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行う						
		とともに、災害協定を締結した民間事業者等						
		の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う						
		<u>よう努めるものとする。</u>						
	第2 備蓄の類型	第2 備蓄の類型						
	[略]	[略]						
	第3 県及び市町村の役割	第3 県及び市町村の役割						
	[略]	[略]						
	第4 県民及び事業所の役割	第4 県民及び事業所の役割						
	[略]	[略]						
修正	○防災基本計画修正に伴う修正							
理由	○国からの修正指示に基づく修正							

平編 5	界 2 草 - 災害	修 正 案						
	第7節 孤立化対策計画	第7節 孤立化対策計画						
	第1 基本方針	第1 基本方針						
	[略]							
1-2-32	『『『『』   第2 災害時孤立化想定地域の状況	第2 災害時孤立化想定地域の状況						
1 2 32	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震への	第4   次音時風立日心足地域の状況						
	対応等を踏まえ、各市町村において孤立化する							
	おそれのある地域の状況などを把握したとこ							
	ろ、現状は次のとおりである。							
	1 孤立化のおそれがある地域は <u>27</u> 市町村で	1 孤立化のおそれがある地域は <u>令和7年2月</u>						
	331地域となっており、その孤立化の発生原	<u>20日現在29</u> 市町村で <u>449</u> 地域となっており、						
	因としては、「集落に通じるアクセス道路の	その孤立化の発生原因としては、「地震・風水						
	すべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれが	害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、						
	ある場合」及び「集落へのアクセス道路が1	<u>道路構造物への土砂堆積」</u> が多くを占めてい						
	<u>本しかない場合」</u> が多くを占めている。	<b>ప</b> 。						
	2 孤立化想定地域内の状況は次のとおりであ	2 孤立化想定地域内の状況は次のとおりであ						
	<b>ప</b> .	<b>ప</b> 。						
	(1) 固定電話以外の通信手段がない、若し	(1) 固定電話以外の通信手段がない、若し						
	くは1種類の通信手段のみの集落が少なく	くは1種類の通信手段のみの集落が少なく						
	ない。	ない。						
	(2) 救助・救出のためのヘリコプターの離	(2) 救助・救出のためのヘリコプターの離						
	着陸可能な場所がない集落が多い。	着陸可能な場所がない集落が多い。						
	(3) 集落内に指定避難所又は避難可能な場	(3) 集落内に指定避難所又は避難可能な場						
	所がない集落が多い。	所がない集落が多い。						
	(4) 自主防災組織 <u>への参加が</u> 低い状況にあ	(4) 自主防災組織の組織率が県全体の組織						
	る。	<u>率と比べて</u> 低い状況にある。						
		<u>(5)</u> 水、食料等の生活物資を備蓄していな						
		<u>い集落が多い。</u>						
	〔県内の災害時孤立化想定地域 資料編2-7-1〕	〔県内の災害時孤立化想定地域 資料編2-7-1〕						
	第3 孤立化想定地域への対策の推進	第3 孤立化想定地域への対策の推進						
	1 通信手段の確保	1 通信手段の確保						
	(1) [略]	(1) [略]						
	(2) 県は、防災ヘリコプター等による空中偵	(2) 県は、防災ヘリコプター <u>やドローン</u> 等に						
	察に対し住民側から送る合図を定め、市町村	よる空中偵察に対し住民側から送る合図を						
	はその方法をあらかじめ周知する。	定め、市町村はその方法をあらかじめ周知す						
		る。						
	[略]	[略]						
	(3) [略]	(3) [略]						
	2・3 [略]	2·3 [略]						
1-2-33	4 備蓄の奨励	4 備蓄の奨励						
	市町村は、孤立化のおそれがある地域におい	市町村は、孤立化のおそれがある地域におい						
	ては、孤立しても住民が支え助け合うことがで	ては、孤立しても住民が支え助け合うことがで						
	きるよう、備蓄を推進する。	きるよう、備蓄を推進する。						
	また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活	また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活						

	物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集 落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭 において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に 努める。	物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集 落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭 において <u>最低</u> 3日間、推奨1週間分程度の水、 食料の備蓄の奨励に努める。 なお、集落単位で備蓄が困難な場合は、ドロ ーン等による集落外からの物資輸送を検討す る。					
	5 [略]	5 [略]					
修正	○「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」に係るフォローア						
理由	ップ調査結果を踏まえた修正						

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案					
	第11節 ライフライン施設等安全確保計画	第11節 ライフライン施設等安全確保計画					
	第1 基本方針	第1 基本方針					
	[略]	[略]					
	第2 電力施設	第2 電力施設					
	[略]	[略]					
	第3 ガス施設	第3 ガス施設					
	[略]	[略]					
	第4 上下水道施設	第4 上下水道施設					
	[略]	[略]					
	第5 通信施設	第5 通信施設					
1-2-47	1 電気通信設備	1 電気通信設備					
	○ 電気通信事業者は、災害時における通信	○ 電気通信事業者は、災害時における通信					
	の確保を図るため、施設、資機材の整備等	の確保を図るため、施設、資機材の整備等					
	を図る。	を図るとともに、特に、地方公共団体の庁					
		舎等の重要拠点の通信確保に配慮するも					
		<u>のとする</u> 。					
	[略]	[略]					
	2 [略]	2 [略]					
修正	○防災基本計画修正に伴う修正						
理由							

頁	現 計 画	修 正 案						
	第13節 風水害予防計画	第13節 風水害予防計画						
1-2-52	第1 基本方針	第1 基本方針						
	1・2 [略]	1•2 [略]						
	3 県、市町村その他の防災関係機関は、風害対	3 県、市町村その他の防災関係機関は、風 <u>水</u> 害						
	策やその知識の普及啓発を図る。	対策やその知識の普及啓発を図る。						
	4 [略]	4 [略]						
	第2 風水害に強いまちづくり	第2 風水害に強いまちづくり						
	[略]	[略]						
	○ 市町村は、溢水等による災害の発生のおそ	○ 市町村は、溢水等による災害の発生のおそ						
	れのある土地の区域について、豪雨、洪水、	れのある土地の区域について、豪雨、洪水、						
	高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏	高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏						
	まえ、風水害に強い土地利用の推進に努める	まえ、風水害に強い土地利用の推進に努める						
	ものとする。	ものとする。						
		○ 県及び市町村は、アンダーパス部等の道路 の冠水を防止するため、排水施設及び排水設						
		備の補修等を推進する。また、渡河部の道路						
		橋や河川に隣接する道路の流失により、被災						
		地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋						
		梁の架け替え等の対策を推進するものとす						
		<u>る。</u>						
	第3 河川改修事業	第3 河川改修事業						
	[略]	[略]						
	第4 ダム建設事業	第4 ダム建設事業						
	[略]	[略]						
	第5 砂防事業	第5 砂防事業						
	[略]	[略]						
	第6 農地防災事業	第6 農地防災事業						
	[略]	[略]						
	第7 障害防止対策事業	第7 障害防止対策事業						
	[略]	[略]						
	第8 治山事業	第8 治山事業						
	[略]	[略]						
	第9 河川情報基盤整備事業等	第9 河川情報基盤整備事業等						
	[略]	[略]						
	第10 施設の管理	第10 施設の管理						
	[略]	[略]						
	第11 浸水想定区域の公表及び周知	第11 浸水想定区域の公表及び周知						
	[略]	[略]						
	第12 風害予防の普及啓発	第12 風害予防の普及啓発						
	[略]	[略]						
	第13 関係者間の密接な連携体制の構築	第13 関係者間の密接な連携体制の構築						
	[略]	[略]						
修正	○防災基本計画修正に伴う修正							
理由	○所要の修正							

頁			現	計	画						修	Ī	E	案	
	第14節 雪害予防計画								第14節 雪害予防計画						
	第1 基本方針 [略]								第1 基本方針						
									[略]						
	第2 雪崩防止対策							第2 雪崩防止対策							
1-2-57	1	ē	雪崩危険箇所の調	査及び	周知			1	雪	引力	箇所の	)調了	重及ひ	が周知	
	C	)	各実施機関は、適	題期に、	雪崩の	発生が予治	則	○ 各実施機関は、適期に、雪崩の発生が予測							
		さ	れる危険箇所を訓	間査し、	注意標語	識の設置	そ		さ	れる危険	倹箇所	を調	査し、	、注意標識の設置そ	
		T)	他の方法により、	関係者	皆に対し.	、適切なり	刮		0)1	他の方法	去によ	り、	関係	者に対し、適切な周	
		知	で行う。						知	を行う。					
			実施機関		調査対象	象				実施機	関			調査対象	
			[略]						[]	略]					
	児	Ļ	[略]					県	Ĺ	[略]	]				
			林業振興課	製炭	業征事者	、製炭窯				林業振り	興課		製炭	業從事者、製炭窯	
				に危	倹を及ぼ	すもの							に危	険を及ぼすもの	
	[略]						[略]								
	[略]							[略]							
	2		[略]					2 [略]							
	第3	ì	道路交通の確保				复	第3 道路交通の確保							
		[略						[略]							
	第4 鉄道交通の確保						多	第4 鉄道交通の確保							
	[略]							[略]							
	第5 医療の確保							第5 医療の確保							
	[略]							[略]							
	第6 雪害予防の普及啓発							第6 雪害予防の普及啓発							
	[略]							L	[略]	]					
修正	○彦	f要	の修正												
理由															

本編 第2章 災害予防計画 頁 計 第16節 土砂災害予防計画 第1 基本方針 「略] 第2 地すべり防止対策事業 「略〕 第3 土石流対策事業 「略] 1-2-64 ○ 事業の実施に当たっては、特に土石流が発 生するおそれの高い渓流、保全対象となる人 家又は公共的施設の多い渓流を重点的に、砂 防工事(えん堤工、渓流保全工等)を進める。 第4 山地災害予防事業 「略] 第5 急傾斜地崩壊対策事業 「略] 第6 土砂災害防止対策の推進 [略] ○ 県及び市町村は、盛土による災害防止に向 けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛 土について、各法令に基づき、速やかに撤去 命令等の是正指導を行うものとする。

<u>また</u>、県は、当該盛土について、対策が完

了するまでの間に、市町村において地域防災 計画や避難情報の発令基準等の見直しが必 要になった場合には、適切な助言や支援を行 うものとする。

「略]

第7 土砂災害警戒情報の発表

- 1 目的及び発表機関
  - 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危 険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもお かしくない状況となったときに、市町村長 の避難指示や住民の自主避難の判断を支 援するため、対象となる市町村を特定して 警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気 象台が共同で発表する。市町村内で危険度 が高まっている詳細な領域は土砂キキク

修 ΤĒ 案 第16節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

「略〕

第2 地すべり防止対策事業

「略〕

第3 土石流対策事業

[略]

○ 事業の実施に当たっては、特に土石流が発 生するおそれの高い渓流、要配慮者が利用す る施設や避難所がある箇所等緊急性の高い

箇所を重点とする。

第4 山地災害予防事業

[略]

第5 急傾斜地崩壊対策事業

「略]

第6 土砂災害防止対策の推進

[略]

○ 県及び市町村は、宅地造成及び特定盛土等 規制法に基づく管内の既存盛土等に関する 調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土 等について安全性把握のための詳細調査や 経過観察等を行うものとする。また、これら を踏まえ、危険が確認された盛土等につい て、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤 去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害 を防止するために必要な措置を行うものと

さらに、県は、当該盛土等について、対策 が完了するまでの間に、市町村において地域 防災計画や避難情報の発令基準等の見直し が必要になった場合には、適切な助言や支援 を行うものとする。

「略]

第7 土砂災害警戒情報の発表

- 1 目的及び発表機関
  - 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危 険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもお かしくない状況となったときに、市町村長 の避難指示や住民の自主避難の判断を支 援するため、対象となる市町村を特定して 警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気 象台が共同で発表する。市町村内で危険度 が高まっている詳細な領域は土砂キキク

ル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) で確認することができる。危険な場所から の避難する必要があるとされる警戒レベ ル4に相当。

2 「略]

1-2-65

- 3 発表・解除基準
- (1) 発表基準

大雨警報(土砂災害)発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 「略]

1-2-66

- 4 利用に当たっての留意点
- (1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能 な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対 策が必要な土石流や集中的に発生する急傾 斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災 害はそれぞれの斜面における植生・地質・風 化の程度、地下水の状況等に大きく影響され るため、個別の災害発生箇所・時間・規模等 を詳細に特定することまではできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

- (2) 「略]
- (3) 市町村長が行う避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況、<u>県の補足</u>情報(土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標)等も合わせて総合的に判断すること。
- (4) [略]
- 5 「略]

1-2-67

6 避難指示等のための情報提供 「略〕

十砂災害危険度情報

危険度	表示	状況
[略]		
危険	[略]	2時間先まで <u>に</u> 土砂災

ル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) で確認することができる。危険な場所から 避難する必要があるとされる警戒レベル 4に相当。

- 2 「略]
- 3 発表·解除基準
- (1) 発表基準

大雨警報(土砂災害) 又は大雨特別警報(土砂災害) 発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したときに、県と盛岡地方気象台は、当該地域を対象として共同で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

- (2) 「略]
- 4 利用に当たっての留意点
- (1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能 な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対 策が必要な土石流や集中的に発生する急傾 斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災 害はそれぞれの斜面における植生・地質・風 化の程度、地下水の状況等に大きく影響され るため、個別の災害発生箇所・時間・規模等 を詳細に特定することまではできない。
- (2) 「略]
- (3) 市町村長が行う避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況、土砂災害 危険度情報(土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標)等も合わせて総合的に判断すること。
- (4) [略]
- 5 [略]
- 6 避難指示等のための情報提供 [略]

十砂災害危険度情報

危険度	表示	状況
[略]		
危険	[略]	実況値又は2時間先ま

		【警戒レベ		害警戒情報の基準に到		【警戒レベル		で <u>の予測値が</u> 土砂災害	
		ル4相当】		達すると予想		4相当】		警戒情報の基準に到達	
								すると予想	1
		警戒	[略]	2時間先まで <u>に</u> 警報基		警戒	[略]	実況値又は2時間先ま	
		【警戒レベ		準に到達すると予想		【警戒レベル		での予測値が警報基準	1
		ル3相当】				3相当】		に到達すると予想	
		注意	[略]	2時間先まで <u>に</u> 注意報		注意	[略]	実況値又は2時間先ま	
		【警戒レベ		基準に到達すると予想		【警戒レベル		で <u>の予測値が</u> 注意報基	1
		ル2相当】				2相当】		準に到達すると予想	1
		[略]				[略]			İ
		[略]			-	[略]			
	穿	98 土砂災害緊	<b></b>	の発表	É	第8 土砂災害緊急情報の発表			
		[略]				[略]			
1-2-68	穿	等9 土砂災害勢	発生時に	おける情報収集及び報	告	第9 土砂災害発生時における情報収集及び報告			寺
		系統				系統			
		○ 県及び市	町村は、	地すべり、土石流、が	け	○ 県及び市町村は、地すべり、土石流、がけ			ナ
		崩れ、雪崩れ	が発生し	た際には被害状況の早ま	期	崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期			期
		把握に努め	、別添名	- 災害報告様式により報	告	把握に努め、別添各災害報告様式 <u>及び土砂災</u>			泛
	系統のとおり報告する。				<u>害管理システム</u> により報告系統のとおり報			報	
					告する。				
	土砂災害発生時における報告系統				土砂災害発生時における報告系統				
		広域振興局土木 広域振興局土木部土		市町村		広域振興局土木部 広域振興局土木部土木		<u>災害報告様式</u> 市町村	

国土交通省 砂防部保全課

東北地方整備局 地域河川課

岩手河川国道事務 所(流域治水課)

県土整備部砂防災害課

○防災基本計画修正に伴う修正

○表記の適正化 ○所要の修正

修正 理由

土砂災害管理システム 県土整備部砂防災害課

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	第18節 林野火災予防計画	第18節 林野火災予防計画
	第1 基本方針	第1 基本方針
	[略]	[略]
	第2 林野火災防止対策の推進	第2 林野火災防止対策の推進
	1 [略]	1 [略]
1-2-73	2 林野火災予防思想の普及、徹底	2 林野火災予防思想の普及、徹底
	○ 山火事防止運動月間(3月1日~5月31日)	○ 山火事防止運動期間 (3月1日~5月31日)
	を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予	を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予
	防運動を実施する。	防運動を実施する。
	[略]	[略]
	3~5 [略]	3~5 [略]
修正	○所要の修正	
理由		

頁	現計	画	修 正 案				
	第1節 活動体制計	·画	第1節 活動体制計画				
	第1 基本方針		第1 基本方針				
	[略]		[略]				
	第2 県の活動体制		第2 県の活動体制				
	[略]		[略]				
	1 災害警戒本部		1 災害警戒本部				
	〇 災害警戒本部は、「岩ヨ	5.県災害警戒本部	〇 災害警戒本部は、「岩手県災害警戒本部				
	設置要領」(資料編5-8)	に基づき設置し、	設置要領」(資料編5-8) に基づき設置し、				
	主に災害情		主に災害情				
1-3-2	(1) 設置基準		(1) 設置基準				
	設置基準	設置の対象	設置基準 設置の対象				
	[略]		[略]				
	大規模な火災、爆発等によ	[略]	大規模な火災、爆発等によ [略]				
	る災害(「火災・災害等即報		る災害(「火災・災害等即報				
	要領(昭和59年10月15日付		要領(昭和59年10月15日付				
	消防災第267号)」に定める		消防災第267号)」に定める				
	火災等即報の基準を超えた		火災等即報の基準を超えた				
	災害をいう。) が発生した場		災害をいう。) が発生した場				
	合で <u>防災課総括課長</u> が必要		合で <u>復興防災部副部長のう</u>				
	と認めた場合		ち防災事務を担当する者が				
			必要と認めた場合				
	県内で震度4又は震度5弱を	[略]	県内で震度4又は震度5弱を [略]				
	観測した場合		観測した場合				
			「北海道・三陸沖後発地震 地方支部は設				
			注意情報」が発信された場 置対象外				
			<u></u>				
	原子力事業者(原子力災害	[略]	原子力事業者(原子力災害 [略]				
	対策特別措置法(平成11年		対策特別措置法(平成11年				
	法律第156号。以下本節中		法律第156号。以下本節中				
	「原災法」という。) 第2条		「原災法」という。) 第2条				
	第3号に規定する原子力事		第3号に規定する原子力事				
	業者のうち本県に隣接する		業者のうち本県に隣接する				
	県の区域に同条第4号に規		県の区域に同条第4号に規				
	定する原子力事業所を設置		定する原子力事業所を設置				
	するものをいう。以下本節		するものをいう。以下本節				
	において同じ。) から原子力		において同じ。) から原子力				
	災害対策指針で示された警		災害対策指針で示された警				
	戒事態に該当する事象等		戒事態に該当する事象等				
	(以下本節において「警戒		(以下本節において「警戒				
	事象」という。) の発生に関		事象」という。) の発生に関				
	する通報があった場合		する通報があった場合				
	その他 <u>防災課総括課長</u> が特	[略]	その他 <u>復興防災部副部長の</u> [略]				
	に必要と認めた場合		うち防災事務を担当する者				

が特に必要と認めた場合 (2) 組織 (2) 組織 ○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりであ ○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりであ る。 る。 部 長 副 本 部 長 長 副 本 部 長 本 部 職 負 本 部 職 員 防災課総指無長 防災危機管理監 防災課総括課長 復 興 防 災 部 副部長(防災) 広域 据 與 局 経 曾 企 回 部 管 暉 主 幹 広域誤蟬局経音企画部建域誤蟬センタ・所長 広 城 転 興 局 総 務 部 長 広域振興局総務部総務センター人札課長 広 減接 男 局 名 営 企 面 部 管 理 主 幹 広域設興局経営企画部地域張興センター 所長 広 城 最 属 局 総 務 部 長 広 域振興局総務部総務センター人礼課長 支部職員、現地連絡員 支部職員、理地連絡員 支部長が指名 する 職 員  $(3) \sim (5)$  $(3) \sim (5)$ 2 災害特別警戒本部 2 災害特別警戒本部 [略] [略] 3 災害対策本部 災害対策本部 [略] [略] 第3 県の職員の動員配備体制 第3 県の職員の動員配備体制 1~5 [略] 1~5 [略] 6 指定行政機関等への職員派遣の要請等 6 指定行政機関等への職員派遣の要請等 1-3-19 [略] [略] ○ 県及び市町村は、新興感染症対策のた ○ 県及び市町村は、新興感染症対策のた め、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会 め、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会 議の活用など、応援職員等の執務スペース 議の活用など、応援職員等の執務スペース の適切な空間の確保に配慮するもの の適切な空間の確保に配慮するものとす る。また、応援職員等の宿泊場所の確保が 困難となる場合も想定して、応援職員等に 対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施 設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設 置できる空き地など宿泊場所として活用 可能な施設等のリスト化に努めるものと する。 「略〕 「略] 第4 市町村の活動体制 第4 市町村の活動体制 「略] 「略] 第5 防災関係機関の活動体制 第5 防災関係機関の活動体制 「略] [略]

修正

理由

○防災基本計画修正に伴う修正

○所要の修正

頁 計 画 ΤĒ 案 第1節の2 広域防災拠点活動計画 第1節の2 広域防災拠点活動計画 第1 基本方針 第1 基本方針 [略] [略] 第2 広域防災拠点の開設等 第2 広域防災拠点の開設等 「略] 「略] 第3 広域防災拠点 第3 広域防災拠点 1-3-22 1 広域支援拠点 1 広域支援拠点 ○ 県内で発生する大規模災害に対応する ○ 県内で発生する大規模災害に対応する 「人」「物」「情報」に関する機能を有する 「人」「物」「情報」に関する機能を有する 防災拠点を、盛岡・花巻エリアに配置する。 防災拠点を、盛岡・花巻エリアに配置する。 (1) 「略] (1) 「略] (2) 施設名 (2) 施設名 盛岡市総合アリーナ、国立大学法人岩手 盛岡市総合アリーナ等駐車場、国立大学 大学、滝沢総合公園、公立大学法人岩手県 法人岩手大学、滝沢総合公園、公立大学法 立大学、岩手産業文化センター・アピオ、 人岩手県立大学、岩手産業文化センター・ 岩手県職員総合グランド、雫石総合運動公 アピオ、岩手県職員総合グランド、雫石総 園、岩手県消防学校、岩手医科大学災害時 合運動公園、岩手県消防学校、岩手医科大 地域医療支援教育センター、日居城野運動 学災害時地域医療支援教育センター、日居 公園、花巻空港、花巻市交流会館 城野運動公園、花巻空港、花巻市交流会館 2 後方支援拠点 2 後方支援拠点 ○ 被災地により近い場所で被災地支援を ○ 被災地により近い場所で被災地支援を 担うために、前進基地として、被災地で活 担うために、前進基地として、被災地で活 動する「人」「物」「情報」に関する機能を 動する「人」「物」「情報」に関する機能を 有する公園や道の駅などの防災拠点を、下 有する公園や道の駅などの防災拠点を、下 記(2)に記載のエリアに配置する。 記(2)に記載のエリアに配置する。 [略] (1) (1) 「略] (2) 施設名 (2) 施設名 ア 二戸エリア ア 二戸エリア 堀野近隣公園、二戸市労働環境施設運 堀野近隣公園、二戸市民文化会館、二 動広場(大平球場)、二戸地区空中消火等 戸広域観光物産センター (イベントホー ル・メッセホール部分)、二戸市防災倉 補給基地、二戸市民文化会館、二戸広域 観光物産センター (イベントホール・メ 庫、一戸町総合運動公園 ッセホール部分)、一戸町総合運動公園 イ 葛巻エリア イ 葛巻エリア ふれあい宿舎グリーンテージ、くずま ふれあい宿舎グリーンテージ、くずま き交流館プラトー、葛巻町総合運動公 き高原牧場、葛巻町総合運動公園、葛巻 町立葛巻小学校、くずまき高原(道の駅) 園、葛巻町立葛巻小学校、くずまき高原 (道の駅) ウ 遠野エリア ウ 遠野エリア 遠野運動公園、遠野市総合防災センタ 遠野運動公園、遠野市総合防災センタ 一、遠野風の丘 一、遠野風の丘、稲荷下屋内運動場、岩 手県遠野地区合同庁舎 エ 北上エリア エ 北上エリア

	北上総合運動公園、森山総合公園、ト	北上総合運動公園、 <u>岩手県北上地区合</u>
	ヨタ自動車東日本 (株) 岩手工場 <u>事務棟</u>	同庁舎、森山総合公園、トヨタ自動車東
		日本(株)岩手工場
		オ 一関エリア
		平泉スマートIC駐車場、一関運動公
		<u>園</u>
		<u>カ 久慈エリア</u>
		オーシャン・ビュー・スタジアム、久
		慈市総合防災公園、久慈総合運動場及び
		久慈地区空中消火等補給基地(サンスポ
		<u>ーツランド)</u>
		キ 宮古エリア
		道の駅たのはた及び周辺施設群、ふれ
		<u>あいらんど岩泉及び周辺施設群、グリー</u>
		ンピア三陸みやこ、へいがわ老木公園、
		山田町総合運動公園
		<u>ク 釜石エリア</u>
		大槌学園・大槌高校、平田公園
		<u>ケ 陸前高田エリア</u>
		陸前高田市消防防災センター、夢アリ
		<u>ーナたかた</u>
修正	○岩手県広域防災拠点配置計画の見直しに伴う修正	Ē.
理由		

頁	第3章 災害心急対東計画 現 計 画				修正案			
				+	第2節 気象予報・警報等の伝達計画			
	笙1	基本方針	1 秋 青秋寺が内廷町四	<b>学</b>	٤1	基本方針		
	[略   371 ·				71 [略			
		·」 実施機関(責	(4.考)	<b>学</b>	第2 実施機関(責任者)			
	· 972 [略		工日/	121	[略]			
	第3 実施要領							
	1 気象予報・警報等の種類及び伝達				1 気象予報・警報等の種類及び伝達			
	1				(1) 気象予報・警報等の種類			
					(1) 気象が報・音報寺の種類 [略]			
1-3-24	[略] ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供						ルを用いた防災情報の提供	
1 3 24			レを用いた例炎情報の提供 ルとは、災害発生のおそれの高	:	,		ルとは、災害発生のおそれの高	
			て「居住者等がとるべき行動」				て「居住者等がとるべき行動」	
			く「店住有事がこるべる行動」 }け、「居住者等がとるべき行				分け、「居住者等がとるべき行	
			が、「居住有事がこる! * でれ 該行動を居住者等に促す情報」				が、「居住有事がとるべる们 該行動を居住者等に促す情報」	
			次11 動を店住有等に促り情報」 けるものである。			_	成行動を店住有事に促り情報」 けるものである。	
			-	,			いるのである。 等がとるべき行動」、「当該行動	
	「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を民住者等に保す情報」及び「当該行動を							
	を居住者等に促す情報」及び「当該行動を とる際の判断に参考となる情報(警戒レベ				を居住者等に促す情報」及び「当該行動を とる際の判断に参考となる情報(警戒レベ			
	ル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対							
	応させることで、出された情報からとるべ き行動を直域的に理解できるよう。							
	き行動を直感的に理解できるよう、災害の 切迫度に応じて、5 段階の警戒レベルによ							
				`	り提供される。			
	り提供 <u>する</u> 。   なお、居住者等には「自らの命は自らが			3				
			う意識を持ち、避難指示等が発		守る」という意識を持ち、避難指示等が発			
			合はもちろんのこと、発令され			_	合はもちろんのこと、発令され	
			ても行政等が出す防災情報に			, ,	ても行政等が出す防災情報に	
			災害が発生する前に自らの判				、災害が発生する前に自らの判	
			こ避難することが望まれる。		断で自発的に避難することが望まれる。			
1-3-25	1	情報の種類			イ情報の種類			
		種類	概  要	lſ		種 類	概要	
	気	早期注意情	5日先までの警報級の現象の		気	早期注意情	5日先までの警報級の現象の	
	象	報(警報級	可能性を[高]、[中] の2段階		象	報(警報級	可能性を[高]、[中] の2段階	
	に	の可能性)	で発表する。当日から翌日に		に	の可能性)	で発表される。当日から翌日	
	関		かけては時間帯を区切って、		関		にかけては時間帯を区切っ	
	す		内陸、沿岸北部、沿岸南部単		す		て、内陸、沿岸北部、沿岸南	
	る		位で、2日先から5日先にかけ		る		部単位で、2日先から5日先に	
	情		ては日単位で、内陸、沿岸単		情		かけては日単位で、内陸、沿	
	報		位で発表 <u>する</u> 。大雨や高潮に		報		岸単位で発表 <u>される</u> 。大雨や	
			関して、[高]又は[中]が予想				 高潮に関して、[高]又は[中]	
			されている場合は、災害への				が予想されている場合は、災	
			心構えを高める必要があるこ				害への心構えを高める必要が	
			とを示す警戒レベル1であ				あることを示す警戒レベル 1	
I	1 1	I	'			1	ı	

				_ _ _ である。
岩手県気象	気象の予報等について、特別		岩手県気象	気象の予報等について、特別
情報	警報・警報・注意報に先立っ		情報	警報・警報・注意報に先立っ
114 154	て注意・警戒を呼び掛ける場		113.174	て注意・警戒を呼びかける場
	合や、特別警報・警報・注意			合や、特別警報・警報・注意
	報が発表された後の経過や予			報が発表された後の経過や予
	想、防災上の留意点を解説す			想、防災上の留意点を解説す
	る場合等に発表する。			る場合等に発表される。
	大雨特別警報が発表されたと			大雨特別警報が発表されたと
	きには、その内容を補足する			きには、その内容を補足する
	「記録的な大雨に関する岩手			「記録的な大雨に関する岩手
	   県気象情報」が速やかに発表			   県気象情報」が速やかに発表
	される。			される。
	   大雨による災害発生の危険度			   大雨による災害発生の危険度
	   が急激に高まっている中で、			   が急激に高まっている中で、
	   線状降水帯により非常に激し			   線状降水帯により非常に激し
	   い雨が同じ場所で降り続いて			   い雨が同じ場所で降り続いて
	いるときには、「線状降水帯」			いるときには、「線状降水帯」
	というキーワードを使って解			というキーワードを使って解
	説する「顕著な大雨に関する			説する「顕著な大雨に関する
	岩手県気象情報が発表され			岩手県気象情報が発表され
	る。			る。
	大雨・洪水警報や土砂災害警			大雨・洪水警報や土砂災害警
	戒情報等で警戒を呼びかける			戒情報等で警戒を呼びかける
	中で、重大な災害が差し迫っ			中で、重大な災害が差し迫っ
	ている場合に一層の警戒を呼			ている場合に一層の警戒を呼
	びかけるなど、気象台が持つ			びかけるなど、気象台が持つ
	危機感を端的に伝えるため、			危機感を端的に伝えるため、
	本文を記述せず、見出し文の			本文を記述せず、見出し文の
	みの岩手県気象情報が発表さ			みの岩手県気象情報が発表さ
	れる場合がある。			れる場合がある。
記録的短時	大雨警報発表中に数年に一度		記録的短時	大雨警報発表中に数年に一度
間大雨情報	程度しか発生しないような猛		間大雨情報	程度しか発生しないような猛
	烈な雨(1時間降水量)が観			烈な雨(1時間降水量)が観
	測(地上の雨量計による観測)			測(地上の雨量計による観測)
	又は解析(気象レーダーと地			又は解析(気象レーダーと地
	上の雨量計を組み合わせた分			上の雨量計を組み合わせた分
	析)され、かつ、キキクル(危			析)され、かつ、キキクル(危
	険度分布)の「危険」(紫)が			険度分布)の「危険」(紫)が
	出現している場合に、気象庁			出現している場合に、気象庁
	<u>が</u> 発表 <u>する</u> 。この情報が発表			<u>から</u> 発表 <u>される</u> 。この情報が
	されたときは、土砂災害及び、			発表されたときは、土砂災害
	低い土地の浸水や中小河川の			及び、低い土地の浸水や中小
	増水・氾濫による災害発生に			河川の増水・氾濫による災害
	つながるような猛烈な雨が降			発生につながるような猛烈な

<b>l</b>	l ı		ı I I	ĺ	T 23 11/2
		っている状況であり、実際に			雨が降っている状況であり、
		災害発生の危険度が高まって			実際に災害発生の危険度が高
		いる場所をキキクルで確認す			まっている場所をキキクルで
		る必要がある			確認する必要がある
	土砂災害警	大雨警報(土砂災害)の発表		土砂災害警	大雨警報(土砂災害)の発表
	戒情報(備	後、命に危険を及ぼす土砂災		戒情報(備	後、命に危険を及ぼす土砂災
	考1)	害がいつ発生してもおかしく		考1)	害がいつ発生してもおかしく
		ない状況となったときに、市			ない状況となったときに、市
		町村長の避難指示の発令判断			町村長の避難指示の発令判断
		や住民の自主避難の判断を支			や住民の自主避難の判断を支
		援するため、対象となる市町			援するため、対象となる市町
		村を特定して警戒を呼びかけ			村を特定して警戒を呼びかけ
		る情報で、県と盛岡地方気象			る情報で、県と盛岡地方気象
		台が共同で発表する。 市町村			台 <u>から</u> 共同で発表 <u>される</u> 。市
		内で危険度が高まっている詳			町村内で危険度が高まってい
		細な領域は土砂キキクル(大			る詳細な領域は土砂キキクル
		雨警報(土砂災害)の危険度			(大雨警報(土砂災害)の危
		分布) で確認することができ			険度分布) で確認することが
		る。危険な場所から避難する			できる。危険な場所から避難
		必要があるとされる警戒レベ			する必要があるとされる警戒
		ル4に相当。			レベル4に相当。
1-3-26	竜巻注意情	積乱雲の下で発生する竜巻、		竜巻注意情	積乱雲の下で発生する竜巻、
	報	ダウンバースト等による激し		報	ダウンバースト等による激し
		い突風に対して注意を呼びか			い突風に対して注意を呼びか
		ける情報で、竜巻等の激しい			ける情報で、竜巻等の激しい
		突風の発生しやすい気象状況			突風の発生しやすい気象状況
		になっているときに、内陸、			になっているときに、内陸、
		沿岸北部、沿岸南部単位で気			沿岸北部、沿岸南部単位で気
		象庁が発表する。			象庁 <u>から</u> 発表 <u>される</u> 。
		なお、実際に危険度が高まっ			なお、実際に危険度が高まっ
		ている場所は竜巻発生確度ナ			ている場所は竜巻発生確度ナ
		ウキャストで確認することが			ウキャストで確認することが
		できる。また、竜巻の目撃情			できる。また、竜巻の目撃情
		報が得られた場合には、目撃			報が得られた場合には、目撃
		情報があった地域を示し、そ			情報があった地域を示し、そ
		の周辺で更なる竜巻等の激し			の周辺で更なる竜巻等の激し
		い突風が発生するおそれが非			い突風が発生するおそれが非
		常に高まっている旨を付加し			常に高まっている旨を付加し
		た情報 <u>を</u> 内陸、沿岸北部、沿			た情報 <u>が</u> 内陸、沿岸北部、沿
		岸南部単位で発表 <u>する</u> 。この			岸南部単位で発表される。こ
		情報の有効期間は、発表から			の情報の有効期間は、発表か
		概ね1時間である。			ら概ね1時間である。
	[略]			 各]	
1-3-26	ウ 注意報の	種類(発表基準 気象警報発表	表	ウ 注意報の	種類(発表基準 気象警報発表
	甘淮 华 次 4	以何9_9_9)		甘淮垈 次业	[紀2_9_9]

31

基準等 資料編3-2-2)

基準等 資料編3-2-2)

	種 類	概要
<u>気</u>	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発
<u>象</u>		生するおそれがあると予想さ
注		れたときに発表 <u>する</u> 。「強風に
意		よる災害」に加えて「雪を伴
報		うことによる視程障害等によ
		る災害」のおそれについても
		注意 <u>を</u> 呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するお
		それがあると予想されたとき
		に発表 <u>する</u> 。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するお
		それがあると予想されたとき
		に発表 <u>する</u> 。
		ハザードマップによる災害リ
		スクの再確認等、避難に備え
		自らの避難行動の確認が必要
		とされる警戒レベル2であ
		る。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するお
		それがあると予想されたとき
		に発表 <u>する</u> 。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生する
		おそれがあると予想されたと
		きに発表 <u>する</u> 。
	雷注意報	落雷により災害が発生するお
		それがあると予想されたとき
		に発表 <u>する</u> 。また、発達した
		雷雲の下で発生することの多
		い竜巻等の突風や「ひょう」
		による災害への注意喚起が付
		加されることもある。急な強
		い雨への注意も雷注意報で呼
		びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生
		するおそれがあると予想され
		たときに発表する。具体的に
		は、火災の危険が大きい気象
		条件が予想されたときに発表
		<u> </u>
	霜注意報	霜により災害が発生するおそ
		れがあると予想されたときに
		発表する。具体的には、早霜
		や晩霜により農作物への被害
		が発生するおそれがあるとき

	種類	概  要
注	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発
意		生するおそれがあると予想さ
報		れたときに発表 <u>される</u> 。「強風
		による災害」に加えて「雪を
		伴うことによる視程障害等に
		よる災害」のおそれについて
		も注意 <u>が</u> 呼びかけ <u>られ</u> る。
	強風注意報	強風により災害が発生するお
		それがあると予想されたとき
		に発表 <u>される</u> 。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するお
		それがあると予想されたとき
		に発表 <u>される</u> 。
		ハザードマップによる災害リ
		スクの再確認等、避難に備え
		自らの避難行動の確認が必要
		とされる警戒レベル2であ
		る。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するお
		それがあると予想されたとき
		に発表 <u>される</u> 。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生する
		おそれがあると予想されたと
		きに発表 <u>される</u> 。
	雷注意報	落雷により災害が発生するお
		それがあると予想されたとき
		に発表 <u>される</u> 。また、発達し
		た雷雲の下で発生することの
		多い竜巻等の突風や「ひょう」
		による災害への注意喚起が付
		加されることもある。急な強
		い雨への注意も雷注意報で呼
		びかけ <u>られ</u> る。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生
		するおそれがあると予想され
		たときに発表 <u>される</u> 。具体的
		には、火災の危険が大きい気
		象条件が予想されたときに発
		表 <u>される</u> 。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそ
		れがあると予想されたときに
		発表される。具体的には、早
		霜や晩霜により農作物への被
		害が発生するおそれがあると

		に発表 <u>する</u> 。		きに発表 <u>される</u> 。
但	5温注意報	低温により災害が発生するお	低温注意報	低温により災害が発生するお
		それがあると予想されたとき		それがあると予想されたとき
		に発表 <u>する</u> 。具体的には、低		に発表 <u>される</u> 。具体的には、
		温による農作物等への著しい		低温による農作物等への著し
		被害や、冬季の水道管凍結や		   い被害や、冬季の水道管凍結
		破裂による著しい被害が発生		│ │ や破裂による著しい被害が発
		するおそれがあるときに発表		   生するおそれがあるときに発
		する。		表される。
着	· · · · · · · · · · · · · ·	著しい着雪により災害が発生	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生
		するおそれがあると予想され		するおそれがあると予想され
		たときに発表する。具体的に		   たときに発表される。具体的
		 は、通信線や送電線、船体等		   には、通信線や送電線、船体
		への被害が発生するおそれが		   等への被害が発生するおそれ
		あるときに発表する。		があるときに発表される。
 着		著しい着氷により災害が発生	着氷注意報	■
		するおそれがあると予想され		   するおそれがあると予想され
		たときに発表 <u>する</u> 。具体的に		   たときに発表 <u>される</u> 。具体的
		は、通信線や送電線、船体等		には、通信線や送電線、船体
		への被害が発生するおそれが		等への被害が発生するおそれ
		あるときに発表 <u>する</u> 。		があるときに発表 <u>される</u> 。
tj	なだれ注意	なだれにより災害が発生する	なだれ注意	なだれにより災害が発生する
幸	<b>报</b>	おそれがあると予想されたと	報	おそれがあると予想されたと
		きに発表 <u>する</u> 。		きに発表 <u>される</u> 。
層	油雪注意報	融雪により災害が発生するお	融雪注意報	融雪により災害が発生するお
		それがあると予想されたとき		それがあると予想されたとき
		に発表 <u>する</u> 。具体的には、浸		に発表 <u>される</u> 。具体的には、
		水害、土砂災害等が発生する		浸水害、土砂災害等が発生す
		おそれがあるときに発表 <u>す</u>		るおそれがあるときに発表 <u>さ</u>
		<u>3</u> .		<u>れる</u> 。
潮注	意報_	台風や低気圧等による海面の	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の
		異常な上昇が予想されたとき		異常な上昇が予想されたとき
		に注意を喚起するために発表		に注意を喚起するために発表
		<u>する</u> 。		<u>される</u> 。
		高潮警報に切り替える可能性		高潮警報に切り替える可能性
		に言及されていない場合は、		に言及されていない場合は、
		ハザードマップによる災害リ		ハザードマップによる災害リ
		スクの再確認等、避難に備え		スクの再確認等、避難に備え
		自らの避難行動の確認が必要		自らの避難行動の確認が必要
		とされる警戒レベル2であ		とされる警戒レベル2であ
		る。		る。
		高潮警報に切り替える可能性		高潮警報に切り替える可能性
		が高い旨に言及されている場		が高い旨に言及されている場
		合は、高齢者等が危険な場所		合は、高齢者等が危険な場所

	<u>-</u>
	れる警戒レベル3に相当。
波浪注意報	高い波により災害が発生する
	おそれがあると予想されたと
	きに発表 <u>する</u> 。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪
	等による河川の増水により、
	災害が発生するおそれがある
	と予想されたときに発表 <u>す</u>
	<u>5</u> .
	ハザードマップによる災害リ
	スクの再確認等、避難に備え
	自らの避難行動の確認が必要
	とされる警戒レベル 2
土砂崩れ注意報	大雨、大雪等による土砂崩れ
(備考1)	により災害が発生するおそれ
	があると予想される場合
浸水注意報(備考	浸水により災害が発生するお
1)	それがあると予想される場合

備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その 注意報事項を気象注意報に含めて行<u>い、この注</u> 意報の標題は用いない。

- 2 [略]
- エ 警報の種類 (発表基準 気象警報発表基 準等 資料編3-2-2)

	種 類	概  要
<u>気</u>	暴風警報	暴風により重大な災害が発生
<u>象</u>		するおそれがあると予想され
警		たときに発表 <u>する</u> 。
報	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災
		害が発生するおそれがあると
		予想されたときに発表 <u>する</u> 。
		「暴風による重大な災害」に
		加えて「雪を伴うことによる
		視程障害等による重大な災
		害」のおそれについても警戒
		を呼びかける。
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生
		するおそれがあると予想され
		たときに発表 <u>する</u> 。
		大雨警報には、大雨警報(土
		砂災害)、大雨警報(浸水
		害)、大雨警報(土砂災害、
		浸水害) のように、特に警戒
		すべき事項が明記される。大

	れる警戒レベル3に相当。
波浪注意報	高い波により災害が発生する
	おそれがあると予想されたと
	きに発表 <u>される</u> 。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪
	等による河川の増水により、
	災害が発生するおそれがある
	と予想されたときに発表 <u>され</u>
	<u> 3</u> .
	ハザードマップによる災害リ
	スクの再確認等、避難に備え
	自らの避難行動の確認が必要
	とされる警戒レベル 2 <u>であ</u>
	<u>る。</u>

備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その 注意報事項を気象注意報に含めて行<u>う</u>。

### 2 [略]

エ 警報の種類 (発表基準 気象警報発表基 準等 資料編3-2-2)

年等 貸科編3-2-2 <i>)</i>		
種類		概  要
警	暴風警報	暴風により重大な災害が発生
報		するおそれがあると予想され
		たときに発表 <u>される</u> 。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災
		害が発生するおそれがあると
		予想されたときに発表 <u>され</u>
		<u>る</u> 。「暴風による重大な災
		害」に加えて「雪を伴うこと
		による視程障害等による重大
		な災害」のおそれについても
		警戒を呼びかける。
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生
		するおそれがあると予想され
		たときに発表 <u>される</u> 。
		大雨警報には、大雨警報(土
		砂災害)、大雨警報(浸水
		害)、大雨警報(土砂災害、
		浸水害)のように、特に警戒
		すべき事項が明記される。大

	_	
		雨警報(土砂災害)は、高齢
		者等が危険な場所から避難す
		る必要があるとされる警戒レ
		ベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生
		するおそれがあると予想され
		たときに発表 <u>する</u> 。
高剂	朝警報	台風や低気圧等による海面の
		異常な上昇により重大な災害
		が発生するおそれがあると予
		想されたときに発表 <u>する</u> 。
		危険な場所から避難する必要
		があるとされる警戒レベル4
		に相当。
波	良警報_	高い波により重大な災害が発
		生するおそれがあると予想さ
		れたときに発表 <u>する</u> 。
<u>洪</u>	水警報	河川の上流域での降雨や融雪
		等による河川の増水により、
		重大な災害が発生するおそれ
		があると予想されたときに発
		表 <u>する</u> 。
		河川の増水や氾濫、堤防の損
		傷や決壊による重大な災害が
		対象としてあげられる。高齢
		者等が危険な場所から避難す
		る必要があるとされる警戒レ
		ベル3に相当
<u>土</u> 7	沙崩れ警報	大雨、大雪等による土砂崩れ
_(1	<u> </u>	により重大な災害が発生する
		おそれがあると予想される場
		<u>台</u>
浸>	水警報_	浸水により重大な災害が発生
_(1	備考1)_	するおそれがあると予想され
		<u>る場合</u>

備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は 気象特別警報にそれぞれ含めて行<u>い、この警報</u> の標題は用いない。

- 2 [略]
- 3 キキクル (危険度分布等)

[略]

<u>オ</u> 特別警報の種類 (発表基準 気象警報等 発表基準 資料編3-2-2)

_	
	雨警報(土砂災害)は、高齢
	者等が危険な場所から避難す
	る必要があるとされる警戒レ
	ベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生
	するおそれがあると予想され
	たときに発表 <u>される</u> 。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の
	異常な上昇により重大な災害
	が発生するおそれがあると予
	想されたときに発表 <u>される</u> 。
	危険な場所から避難する必要
	があるとされる警戒レベル4
	に相当。
波浪警報	高い波により重大な災害が発
	生するおそれがあると予想さ
	れたときに発表 <u>される</u> 。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪
	等による河川の増水により、
	重大な災害が発生するおそれ
	があると予想されたときに発
	表 <u>される</u> 。
	河川の増水や氾濫、堤防の損
	傷や決壊による重大な災害が
	対象としてあげられる。高齢
	者等が危険な場所から避難す
	る必要があるとされる警戒レ
	ベル3に相当 <u>。</u>

備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は 気象特別警報にそれぞれ含めて行<u>う</u>。

2 [略]

オ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度 分布)等

[略]

<u>カ</u> 特別警報の種類(発表基準 気象警報等 発表基準 資料編3-2-2)

1-3-29

1 - 3 - 28

	種類	概  要
気	暴風特別警	暴風が特に異常であるため重
<u>象</u>	報	大な災害が発生するおそれが
特		著しく大きいと予想されたと
別		きに発表 <u>する</u> 。
警	暴風雪特別	雪を伴う暴風が特に異常であ
報	警報	るため重大な災害が発生する
		おそれが著しく大きいと予想
		されたときに発表 <u>する</u> 。
		「暴風による重大な災害」に
		加えて「雪を伴うことによる
		視程障害等による重大な災
		害」のおそれについても警戒
		を呼びかける。
	大雨特別警	大雨が特に異常であるため重
	報	大な災害が発生するおそれが
		著しく大きいと予想されたと
		きに発表 <u>する</u> 。大雨特別警報
		には、大雨特別警報(土砂災
		害)、大雨特別警報(浸水
		害)、大雨特別警報(土砂災
		害、浸水害)のように、特に
		警戒すべき事項が明記され
		る。災害が発生又は切迫して
		いる状況で、命の危険があり
		直ちに身の安全を確保する必
		要があることを示す警戒レベ
		ル5に相当。
	大雪特別警	大雪が特に異常であるため重
	報	大な災害が発生するおそれが
		著しく大きいと予想されたと
		きに発表 <u>する</u> 。
<u>高潮</u>	特別警報	台風や低気圧等による海面の
		上昇が特に異常であるため重
		大な災害が発生するおそれが
		著しく大きいと予想されたと
		きに発表する。危険な場所か
		ら避難する必要があるとされ
×1 ·	at the manufacture of the	る警戒レベル4に相当。
波浪	<u>特別警報</u>	高い波が特に異常であるため
		重大な災害が発生するおそれ
		が著しく大きいと予想された
	Lilia at e- cas	ときに発表 <u>する</u> 。
	崩れ特別警	大雨、大雪等による山崩れ、
報	(備	地すべり等により重大な災害

	種類	概  要
特	暴風特別警	暴風が特に異常であるため重
別	報	大な災害が発生するおそれが
警		著しく大きいと予想されたと
報		きに発表 <u>される</u> 。
	暴風雪特別	雪を伴う暴風が特に異常であ
	警報	るため重大な災害が発生する
		おそれが著しく大きいと予想
		されたときに発表 <u>される</u> 。
		「暴風による重大な災害」に
		加えて「雪を伴うことによる
		視程障害等による重大な災
		害」のおそれについても警戒
	上工件四数	を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが
	平区	著しく大きいと予想されたと
		きに発表される。大雨特別警
		報には、大雨特別警報(土砂)
		災害)、大雨特別警報(浸水
		害)、大雨特別警報(土砂災
		害、浸水害)のように、特に
		警戒すべき事項が明記され
		る。災害が発生又は切迫して
		いる状況で、命の危険があり
		直ちに身の安全を確保する必
		要があることを示す警戒レベ
		ル5に相当。
	大雪特別警	大雪が特に異常であるため重
	報	大な災害が発生するおそれが
		著しく大きいと予想されたと
		きに発表される。
	高潮特別警	台風や低気圧等による海面の
	<u>報</u>	上昇が特に異常であるため重
		大な災害が発生するおそれが
		著しく大きいと予想されたと きに発表される。危険な場所
		から避難する必要があるとさ
		れる警戒レベル4に相当。
	波浪特別警	高い波が特に異常であるため
	報	重大な災害が発生するおそれ
	<u></u>	が著しく大きいと予想された
		ときに発表 <u>される</u> 。
	I	ı l

考1)	が発生するおそれが著しく大
	きいと予想されたときに発表
	する。

## 備考1 [略]

1-3-30

- 2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪 量、台風の中心気圧、最大風速等について 過去の災害事例に照らして算出した客観 的な指標を設け、これらの実況及び予想に 基づいて行う。
- <u>カ</u> 地震動の警報及び地震情報の種類
  - (ア) 緊急地震速報 (警報)
  - 気象庁は、<u>震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した</u>地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

  - (イ) 地震情報の種類と内容 「略]

種類	発表基準	内 容
[略]		
遠地地	・マグニチュー	地震の発生時刻、発
震に関	ド7.0以上	生場所(震源)やその
する情	・都市部など著	規模(マグニチュー
報	しい被害が発	ド) を地震発生から
	生する可能性	概ね30分以内に発
	がある地域で	表。
	規模の大きな	日本や国外への津波
	地震を観測し	の影響に関しても記
	た場合 <u>(国外で</u>	述して発表。
	発生した大規	国外で大規模噴火を
	模噴火を覚知	覚知した場合は、噴
	した場合にも	火発生から1時間半
	発表すること	~2時間程度で発表
	<u>がある。)</u>	

## 備考1 [略]

- 2 過去の災害事例に照らして、指数(土壌 雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、 積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに 関する客観的な指標を設け、これらの実況 および予想に基づいて発表を判断する。
- キ 地震動の警報及び地震情報の種類
- (ア) 緊急地震速報 (警報)
- 気象庁は、<u>最大震度5弱以上または長</u> 周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地 震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- <u>緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</u>
- (イ) 地震情報の種類と内容

[略]

Lmt	17	
種類	発表基準	内 容
[略]		
遠地地	国外で発生し	地震の発生時刻、発
震に関	た地震につい	生場所(震源)やその
する情	て以下のいず	規模(マグニチュー
報	れかを満たし	ド)を地震発生から
	た場合等※	概ね30分以内に発
	・マグニチュー	表。
	ド7.0以上	日本や国外への津波
	・都市部など著	の影響に関しても記
	しい被害が発	述して発表※。
	生する可能性	※国外で大規模噴火
	がある地域で	を覚知した場合は、
	規模の大きな	噴火発生から1時間
	地震を観測し	半~2時間程度で発
	た場合	表
	※国外で発生	
	した大規模噴	
	火を覚知した	
	場合にも発表	

	 i		
		することがあ	
		<u>る。</u>	
	北海道•	・ 北海道の根室	気象庁において一定
	三陸沖	沖から東北地	精度のモーメントマ
	後発地	方の三陸沖の	グニチュードを推定
	震注意	巨大地震の想	(地震発生後15分~
	情報	定震源域及び	2時間程度)し、情報
		その領域に影	発表の条件を満たす
		響を与える外	<u> 先発地震であると判</u>
		側のエリアで	断でき次第、内閣府・
		モーメントマ	気象庁合同記者会見
		グニチュード	が開かれ、「北海道・
		7.0以上の地震	三陸沖後発地震注意
		が発生した場	情報」が発表。
		<u>合</u>	
		・想定震源域の	
		外側でモーメ	
		ントマグニチ	
		ュード7.0以上	
		の地震が発生	
		した場合は、地	
		震のモーメン	
		トマグニチュ	
		ードに基づき	
		想定震源域へ	
		影響を与える	
		ものであると	
		評価された場	
		<u>合</u>	
[略]	[略]		ı
(ウ) 地震活動に関する解説資料等	(ウ)	地震活動に関す	る解説資料等

1-3-31

## ウ) 地震活動に関する解説資料等[略]

解説資	発表基準	内 容
料等の		
種類		
地震解	[略]	地震発生後30 分程
説資料		度を目途に、地方公
(速報		共団体が初動期の判
版)		断のため、状況把
		握等に活用できるよ
		うに、地震の概要、震
		度や長周期地震動階
		級に関する情報、津
		波警報や津波注意報
		等の発表状況等、及

## (ウ) 地震活動に関する解説資料等 [略]

解説資	発表基準	内 容
料等の		
種類		
地震解	[略]	地震発生後30 分程
説資料		度を目途に、地方公
( <u>全国</u>		共団体が初動期の判
速報		断のため、状況把
版・地		握等に活用できるよ
<u>域</u> 速報		うに、地震の概要、震
版)		度や長周期地震動階
		級に関する情報、津
		波警報や津波注意報
		等の発表状況等、及

「略]   上海   上海   上海   上海   上海   上海   上海   上				び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。				び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版)上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版)上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
整板児   多活動を支援するために、月ごとの岩手   県とその周辺の地震   活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。   週間地   空期 (毎週金   版災に係る活動を支援するために、毎月の都道将県内及   びその地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。   週間地   空期 (毎週金   版災に係る活動を支援するために、選ごとの全国の震度などをとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。   2 津波警報等の種類 (ア) [略] (イ) 津波情報の種類と内容   洋波警報等を発表した場合には、津波の   到達予想時刻や予想される津波の高さなとを津波情報で発表する。   [略] (ウ) [略]		[略]				[略]		
上			[略]	る活動を支援するために、 <u>月ごとの岩手</u> <u>県とその周辺</u> の地震 活動の状況をとりま とめた地震活動の傾			[略]	害予想図の作成、そ の他防災に係る活動 を支援するために、 毎月の都道府県内及 びその地方の地震活 動の状況をとりまと めた地震活動の傾向
上 津波警報等の種類						週間地	・定期(毎週金	防災に係る活動を支
1-3-33   主 津波警報等の種類						震概況	曜)_	援するために、週ご
1-3-33   注 津波警報等の種類								
1-3-33   主 津波警報等の種類								
(ア) [略]       (ア) [略]         (イ) 津波情報の種類と内容       津波警報等を発表した場合には、浄津波         連波警報等を発表した場合には、各津波       予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。         [略]       (ウ) [略]         (ウ) [略]       (ウ) [略]         ク 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容       (ウ) [略]         ケ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容       (下) [略]         ケ その他       (下) [略]         (ア) (対験報等を発表した場合には、各津波の利達予想時刻や予想される津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の利達を津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の利達を津波の高さ、各観測点の満潮時刻や準波の利達を連抜の高さ、各観測点の満潮時刻や準度の利達を連抜の高さ、各観測点の満潮時刻や準度の利達を開放して発表する。         (政事を記述を表する。       (ア) (本観点の活潮時刻を連抜の発表する。         (政事を記述を表する。       (ア) (本観点の活潮時刻や準波の高さ、本観測点の活潮時刻や準度の高さ、本観測点の活潮時刻や準度の高さ、本観測点の活潮時刻や準度の高さ、本観測点の活潮時刻や準度の高さ、本観測点の活潮時刻や準度の高さ、本観測点の活潮時刻や準度の高さ、本観測点の活潮に対する事を表する。         (政事を記述を表する。       (ア) (本観点の活潮を発表する。         (本間点 (ア) (本観点 (本観点 (本観点 (本観点 (本観点 (本観点 (本観点 (本観点	1 0 00	بار بد الله بد	がおちなったを	:		<i>→</i> 3±	いみ数担然の毛料	
(イ) 津波情報の種類と内容(イ) 津波情報の種類と内容津波警報等を発表した場合には、津波の津波警報等を発表した場合には、各津波到達予想時刻や予想される津波の高さな どを津波情報で発表する。予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。(時)(ウ)[略](ウ)[略](ウ)[略](ウ)[略](ウ)[略](ウ)[略](ウ)[略](ウ)[略](ウ)[略](ウ)[略](ウ)[略](ウ)[略](ウ)[略](ウ)[略](ウ)[略](回) <t< td=""><th>1-3-33</th><td></td><td></td><td>Į</td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	1-3-33			Į				
津波警報等を発表した場合には、津波の 到達予想時刻や予想される津波の高さな どを津波情報で発表する。  「略] (ウ) [略] ク 火山に関する予報・警報・情報の種類と 内容 「略] ケ その他 「略] ク その他 「略] ク その他 「略]				[と内容		, ,		    と内容
どを津波情報で発表する。       る津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。         [略]       (ウ) [略]         (ウ) [略]       (ウ) [略]         ク 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容[略]       ケ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容[略]         ケ その他[略]       三路         「略]       三路					0			
「略]       の到達予想時刻等を津波情報で発表する。         「略]       (ウ) [略]         ク 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容[略]       ケ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容[略]         ケ その他[略]       三 その他         「略]       三 その他         「略]       三 をの他         「略]       三 をの他		到這	を予想時刻や予想	想される津波の高さ <u>た</u>	2			
[略]       (ウ) [略]         (ウ) [略]       (ウ) [略]         ク 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容[略]       ケ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容[略]         左 その他[略]       三 その他[略]         [略]       三 その他[略]		<u>ど</u> を	津波情報で発表	きする。		る津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波		
(ウ) [略]       (ウ) [略]         ク 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容[略]       ケ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容         「略]       一次         ク 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容       「略]         「略]       三略]		F 6	. 7					注決情報で発表する。
ク       火山に関する予報・警報・情報の種類と内容         内容       内容         [略]       生         ケ       その他         [略]       生         (下)       二         (下)       二         (下)       二         (下)       上         (下)       <							_	
内容       内容         [略]       [略]         ケ その他       ユ その他         [略]       [略]				。 ・警報・情報の種類と	_			
ケ     その他       [略]     三       その他       [略]								HIM HIM / EMC
[略]								
		<u>ケ</u> そ	の他			<u>コ</u> そ	の他	
(イ) 指定河川洲水子朝 (イ) 指定河川洲水子朝							_	
(1) 组建物州探水 1 种		(イ)	指定河川洪水予	報		(イ)	指定河川洪水子	報

		標題	概要			標題	概要
		(種類)				(種類)	
	北上川	[略]	1		北上川	[略]	
	上流洪	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達		上流洪	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達
	水予	(洪水警報)	したとき、氾濫危険		水予	(洪水警報)	したとき、氾濫危険
	報、雫		水位以上の状態が継		報、雫		水位を超える状況が
	石川洪		続しているとき、ま		石川洪		継続しているとき、
	水予報		たは急激な水位上昇		水予報		または急激な水位上
	及び猿		によりまもなく氾濫		及び猿		昇によりまもなく氾
	ヶ石川		危険水位を超え、さ		ヶ石川		濫危険水位を超え、
	洪水予		らに水位の上昇が見		洪水予		さらに水位の上昇が
	報		込まれるときに発表		報		見込まれるときに発
			する。				表する。
			いつ氾濫が発生して				いつ氾濫が発生して
			もおかしくない状				もおかしくない状
			況、避難等の氾濫発				況、避難等の氾濫発
			生に対する対応を求				生に対する対応を求
			める段階であり、避				める段階であり、避
			難指示の発令の判断				難指示の発令の判断
			の参考とする。危険				の参考とする。危険
			な場所から避難する				な場所から避難する
			必要があるとされる				必要があるとされる
			警戒レベル4に相当。				警戒レベル4に相当。
		[略]				[略]	
	$(2) \cdot (3)$	3) [略]			(2) • (	3) [略]	
	(4) 県	の措置			(4) 県	の措置	
	[略]				[略]		
1-3-40		方災 <u>基本</u> 情報 <u>の携</u>	是供にあたり、参考とな	<u>-</u>		防災 <u>気象</u> 情報 <u>は</u>	、警戒レベルを明記の
	<u>る</u> 誓	警戒レベルもあ;	<u>わせて</u> 提供するものと		<u>上</u> 、	_提供するものと	こする。
	する	_					
	(5) 市	町村の措置			(5) 市	町村の措置	
	[略]				[略]		
			特別警報を受領した場				<u>等の</u> 特別警報を受領し
	• • •		の内容を地域内の住民、		_		<u>-</u> 場合は、直ちに、その
			が措置をとるとともに、				民、団体等に周知させる
	その	り内容を関係機関	<b>胃に通知する。</b>				こ、その内容を関係機関
						通知する。	
	[略]	5-4-7			[略]	5-4-7	
	(6)	[略]			(6)	[略]	
16	2 [略]				2 [略		
修正	○所要の修	<b>季止</b>					
理由							

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	第4節 情報の収集・伝達計画	第4節 情報の収集・伝達計画
1-3-47	第1 基本方針	第1 基本方針
	1~5 [略]	1~5 [略]
		6 国、県、市町村及び防災関係機関は、情報の
		共有化を図るため、各機関が横断的に共有す
		べき防災情報を、総合防災情報システム(S
		OBO-WEB) に集約できるよう努めるも
		<u>のとする。</u>
	第2 実施機関 (責任者)	第2 実施機関 (責任者)
	[略]	[略]
	第3 実施要領	第3 実施要領
	1~2 [略]	1~2 [略]
	3 災害情報の報告要領	3 災害情報の報告要領
	[略]	[略]
	報告区分別系統図	報告区分別系統図
1-3-61	様式 報 告 区 報告系統	横式 報告 区 報告系統
	分	分
	[略]	[略]
	F、16 林 業 関	F、16 林業関
	係被害 ※止布※愛馬馬 (国有州南南)	係被害 (日本村香味)
	安日 仕 (原) 連水域を企び返済。 (京) 本語は集画できた。 (本) 文章 (大) 大) 文章 (大) 大	47 仕 超 2 度 2 度 2 度 2 度 2 度 2 度 2 度 2 度 2 度 2
	点 本 彩	京 吳 潭
	在 科 使用 ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	在
	在 料 (出土社会、系有非构 集 外地内线、系有非构	在 作
	[略]	[略]
	4 [略]	5.43
	○防災基本計画修正に伴う修正	
理由	○所要の修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画		修正案		
	第5節 広報広聴計画		第5節 広報広聴計画		
	第1 基本方針		第1 基本方針		
	[略]		[略]		
1-3-69	第2 実施機関(責任者)		第2 実施機関 (責任者)		
	実施機関	広報広聴活	実施機関 広報広聴活		
		動の内容	動の内容		
	[略]		[略]		
	(株)岩手日報社	[略]	(株)岩手日報社 [略]		
	(株)朝日新聞社盛岡総局		(株)朝日新聞社盛岡総局		
	(株)毎日新聞社盛岡支局		(株)毎日新聞社盛岡支局		
	(株)読売新聞社盛岡支局		(株)読売新聞社盛岡支局		
	(株)河北新報社盛岡総局		(株)河北新報社盛岡総局		
	(株)産業経済新聞社盛岡支局		(株)産業経済新聞社盛岡支局		
	(株)日本経済新聞社盛岡支局		(株)日本経済新聞社盛岡支局		
	(株)岩手日日新聞社		(株)岩手日日新聞社		
	(株)デーリー東北新聞社盛岡支局		(株)デーリー東北新聞社盛岡支局		
	(株)日本農業新聞東北支所		(株)日本農業新聞東北支所		
	(株)日刊工業新聞社東北・北海道		(株)日刊工業新聞社東北・北海道		
	総局		総局		
	(一社)共同通信社盛岡支局		(一社)共同通信社盛岡支局		
	(株)時事通信社盛岡支局		(株)時事通信社盛岡支局		
	(有)盛岡タイムス社				
	[略]		[四各]		
	[略]		[略]		
	第3 実施要領		第3 実施要領		
	[略]		[略]		
修正	○所要の修正				
理由					

本編 写	第3章 災害応急対策計画 現 計 画	修正案
貝		
	第6節 交通確保・輸送計画	第6節 交通確保・輸送計画
	第1 基本方針	第1 基本方針
	第2 実施機関(責任者)	第2 実施機関(責任者)
	[略]	[略]
1-3-81	第3 交通確保	第3 交通確保
	1~4 [略]	1~4 [略]
	5 交通規制	5 交通規制
	(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
	(5) 緊急通行車両等確認証明書の交付	(5) 緊急通行車両等確認証明書の交付
	○ 県公安委員会は、緊急通行車両又は規	○ 県公安委員会は、緊急通行車両又は規
	制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行	制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行
	うため、県、市町村等との協定等により	うため、県、市町村等との協定等により
	緊急輸送を行う民間事業者等に対し、緊	緊急輸送を行う民間事業者等に対し、 <u>あ</u>
	急通行車両標章又は規制除外車両標章	らかじめ緊急通行車両確認標章又は規
	<u>交付のための事前届出制度の</u> 周知を行	制除外車両標章の交付を受けることが
	う。	<u>できることについて、</u> 周知を行う。
	○ 県公安委員会は、あらかじめ、緊急通	○ 県公安委員会は、あらかじめ、緊急通
	行に係る業務の実施について責任を有	行に係る業務の実施について責任を有
	する者から、緊急通行車両の <u>事前</u> 届出書	する者から、緊急通行車両の届出書又は
	又は規制除外車両の <u>事前</u> 届出書を提出	規制除外車両の届出書を提出させ、審査
	させ、審査の上、届出済証を交付する。	の上、届出済証を交付する。
	また、届出済証を交付した車両につい	また、届出済証を交付した車両につい
	ては、緊急通行車両事前届出受理簿又は	ては、緊急通行車両事前届出受理簿又は
	規制除外車両事前届出受付簿に登載し	規制除外車両事前届出受付簿に登載し
	ておく。	ておく。
	(6) [略]	(6) [略]
	6 [略]	6 [略]
		7 交通マネジメント
		○ 東北地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩
		和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及
		び日常生活への混乱の影響を最小限に留め
		ることを目的に、交通システムマネジメント
		及び交通需要マネジメントからなる交通マ
		ネジメント施策の包括的な検討・調整等を行
		うため、「災害時交通マネジメント検討会」を
		組織する。
		<ul><li>□ 県は、市町村の要請があったとき又は自</li></ul>
		ら必要と認められたときは、国土交通省東
		北地方整備局に検討会の開催を要請するこ
		とができる。
		<u>□ ~ で ~ 。</u> ○ 検討会において協議・調整を図った交通
		マネジメント施策の実施にあたり、検討会
1		<u>・イマノマエ旭水の大旭にのたり、快削五</u>

		の構成員は、自己の業務に支障の無い範囲
		において構成員間の相互協力を行う。
		○ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ
		連携に必要な情報等を共有する。
	第4 緊急輸送	第4 緊急輸送
	[略]	[略]
修正	○防災基本計画修正に伴う修正	
理由	○所要の修正	

頁	現計画			修正案					
	第1					第10節 県、市町村等応援協力計画			
			11 ∟1 √1 /1 <del>/1</del> \/[		笞	第1 基本方針			
		第1 基本方針 1~6 [略]				1~6 [略]			
	1~6 L略」 7 県、市町村は、他の地方公共団体に対し、技 術職員の派遣を求める場合においては、復								
								云英団体に対し、役 景合においては、復	
		術職員の派遣を求める場合においては、復 旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するも							
			州城貝/似	■ 耐皮 <u>を</u> 伯用りつも					遣制度 <u>の</u> 活用 <u>も含め</u>
	のとす	-					<u>寸</u> するもの ¬	とりる。	
	8 [略]	_			ho	8 [略	_		
	第2 実施	機関			身	第2 実施 「"#3	機関		
	[略]	- let vico				[略]	s Im VIA		
	[県本部の			ttt-		[県本部の	1		
	部	課等	地方支	担当業務		部	課等	地方支	担当業務
			部班					部班	
	[略]	Г				[略]			
1-3-100	復興防	[略]	T			復興防	[略]	T	
	災部	消防安	[略]	1 大規模災害時		災部	消防安	[略]	1 大規模災害時
		全課		の隣接道県に			全課		の隣接道県に
				対する相互応					対する <u>消防関</u>
				援の連絡調整					<u>係の</u> 相互応援
									の連絡調整
				2 緊急消防援助					2 緊急消防援助
				隊の派遣等に					隊の派遣等に
				係る連絡調整					係る連絡調整
				3 県内の消防広					3 県内の消防広
				域応援に係る					域応援に係る
				連絡調整					連絡調整
				4 プロパンガス					4 プロパンガス
				の調達に係る					の調達に係る
				(一社)岩手県					(一社)岩手県
				高圧ガス保安					高圧ガス保安
				協会に対する					協会に対する
				あっせん要請					あっせん要請
				5 上記物資の経					5 上記物資の経
				済産業省に対					済産業省に対
				するあっせん					するあっせん
				要請					要請
	[略]	1	1	·			1		<u>'</u>
1-3-102	教育部	[略]	[略]	[略]		教育部	[略]	[略]	[略]
		保健体	1	給食の実施に係			保健体		給食の実施に係
		育課		る原材料又はパ			育課		る原材料又はパ
				ン、ミルクの調達					ンの調達に係る
				に係る(公財)県					(公財) 県学校給
				学校給食会に対					食会に対するあ
l		I	I	1 2000 000 1000	I	l	I	l	1-2074/200

					するあっせん要 請						っせん要請	
		[略]				[略]						
	穿	第3 実施要領		自	育3	実施勇	要領					
		[略]			[H	佫]						
修正		○防災基本計画修正に伴う修正			-							
理由	○所要の修正											

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修正案
	第12節 防災ボランティア活動計画	第12節 防災ボランティア活動計画
	第1 基本方針	第1 基本方針
	[略]	[略]
	第2 実施機関(責任者)	第2 実施機関(責任者)
	[略]	[略]
1-3-117	第3 実施要領	第3 実施要領
	1 [略]	1 [略]
	2 防災ボランティアの受入れ	2 防災ボランティアの受入れ
	[略]	[略]
	○ 県は、災害発生時における官民連携体制	○ 県は、災害発生時における官民連携体制
	の強化を図るため、県域において活動を行	の強化を図るため、県域において活動を行
	う災害中間支援組織の育成・機能強化に努	う災害中間支援組織の育成・機能強化に努
	めるものとする。	めるとともに、地域防災計画等において、
		当該災害中間支援組織や県域において災
		害ボランティアセンターの運営を支援す
		る者(県社会福祉協議会等)との役割分担
		<u>等をあらかじめ定めるよう努める</u> ものと
		する。
	[略]	[略]
	3 [略]	3 [略]
修正	○国からの修正指示に基づく修正	
理由		

頁	現計画	修正案
1-3-	第15節 避難・救出計画	第15節 避難・救出計画
124	第1 基本方針	第1 基本方針
	1~4 [略]	1~4 [略]
		5 市町村は、指定避難所において貯水槽、井
		戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールト
		イレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星
		携帯電話・衛星通信を活用したインターネッ
		ト機器等の通信機器等のほか、空調、洋式ト
		イレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備
		の整備に努めるとともに、避難者による災害
		情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器
		の整備を図るものとする。また、停電時にお
		<u>いても、施設・設備の機能が確保されるよう、</u>
		再生可能エネルギーの活用を含めた非常用
		発電設備等の整備に努めるものとする。
	第2 実施機関(責任者)	第2 実施機関(責任者)
	[略]	[略]
	第3 実施要領	第3 実施要領
	1~4 [略]	1~4 [略]
	5 指定避難所の設置、運営	5 指定避難所の設置、運営
	(1) [略]	(1) [略]
	(2) 指定避難所の運営	(2) 指定避難所の運営
	○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難	○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難
	計画及びその作成した指定避難所の設置	計画及びその作成した指定避難所の設置
	及び運営に係るマニュアルに従い、指定避	及び運営に係るマニュアルに従い、指定避
	難所の円滑な運営に努める。この場合にお	難所の円滑な運営に努める。この場合にお
	いて、市町村本部長は、指定避難所の生活	いて、市町村本部長は、指定避難所の生活
	環境が常に良好なものとなるよう、保健	環境が常に良好なものとなるよう、保健
	師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害 で現場がようなのが用さる。	師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害
	派遣福祉チームの活用を通じて、その状況	派遣福祉チームの活用を通じて、その状況
	把握に努め、必要な対策を講じる。	把握に努め、必要な対策を講じる。
		<ul><li>○ 市町村本部長は、避難所開設当初からパーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</li></ul>
		ベッドを設置するよう努めるとともに、食
		事供与の状況、トイレの設置状況等の把握
		に努め、必要な対策を講じるものとする。
		また、避難の長期化等必要に応じて、プラ
		イバシーの確保状況、入浴施設設置の有無
		及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健
		師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻
		度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、
		配食等の状況、し尿及びごみの処理状況な
		ど、避難者の健康状態や指定避難所の衛生
		状態の把握に努め、栄養バランスのとれた
		適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要

となる水の確保、福祉的な支援の実施な

「略]

6 「略]

1-3-134 7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援

(1) 在宅避難者等の把握 [略]

- (2) 在宅避難者等に対する支援 「略]
  - 在宅避難者等に対する広報や情報提供 は、在宅避難者等が適切に情報を得られる よう、活用する媒体に配慮する。

<u>ど、必要な措置を講じるよう努めるものと</u> する。

「略]

- 6 「略]
- 7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援
  - 市町村は、在宅避難者等が発生する場合 や、避難所のみで避難者等を受け入れるこ とが困難となる場合に備えて、あらかじ め、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利 用しやすい場所に在宅避難者等の支援の ための拠点を設置すること等、在宅避難者 等の支援方策を検討するよう努めるもの とする。
  - 市町村は、やむを得ず車中泊により避難 生活を送る避難者が発生する場合に備え て、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中 泊避難を行うためのスペースを設置する こと等、車中泊避難者の支援方策を検討す るよう努めるものとする。その際、車中泊 を行うに当たっての健康上の留意点等の 広報や車中泊避難者の支援に必要な物資 の備蓄に努めるものとする。
- (1) 在宅避難者等の把握 「略]
- (2) 在宅避難者等に対する支援 「略]
  - 在宅避難者等に対する広報や情報提供 は、在宅避難者等が適切に情報を得られる よう、活用する媒体に配慮する。
  - 市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
  - 市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

8~10 [略]

8~10 [略]

修正理由

○防災基本計画修正に伴う修正

2 T 1/mm 2/	1		T		
頁	現計	画	修正案		
	第16節 医療・	保健計画	第16節 医療・保健計画		
	第1 基本方針		第1 基本方針		
	1~7 [略]		1~7 [略]		
1-3-144	8 県は、大規模災害時	こ保健医療福祉活動チ	8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チ		
	ームの派遣調整、保健	医療福祉活動に関する	ームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する		
	情報の連携、整理及び	分析等の保健医療福祉	情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉		
	活動の総合調整を遅れ	帯なく行うための <u>本部</u>	活動の総合調整を遅滞なく行うための <u>いわ</u>		
	の整備に努める。		て災害医療支援ネットワーク (保健医療福祉		
			調整本部)を設置する。		
	9 [略]		9 [略]		
	第2 実施機関(責任者)		第2 実施機関(責任者)		
	[略]		[略]		
1-3-146	[ 県本部の担当]		[県本部の担当]		
1 0 110	部課等地方才	担当業務	部 課等 地方支 担当業務		
	部		部		
	[略]		[略]		
	保健 [略] [略]	[略]	保健「略」「略」		
			福祉		
	部		部		
	医療政	1 岩手DMAT	医療政 1 岩手DMAT		
	第室 第室	の派遣要請	策室の派遣要請の派遣要請		
			スの派遣要請		
			3 災害リハビリ		
			<u>テーション支援</u>		
			チームの派遣要		
			請		
		2 国立病院機構	<u>4</u> 国立病院機構		
		医療班、県済生	医療班、県済生		
		会医療救護班及	会医療救護班及		
		び県医師会医療	び県医師会医療		
		救護班並びに県	救護班並びに県		
		歯科医師会歯科			
		医療救護班の派	医療救護班の派		
		遣要請			
		3 他の都道府県	5 他の都道府県		
		に対する災害派	に対する災害派		
		遣医療チーム及	遣医療チーム及		
		び医療救護班の	び医療救護班の		
		派遣要請	派遣要請		
		4 医療活動の統	6 医療活動の統		
		括調整(統括D			
		MATとの連携	MATとの連携		
1		WAICの理携	MAI との連携		

		及び防災関係機
		関との調整を含
		む。)
		5 災害医療支援
		ネットワークの
		会議開催
[略]		

第3 初動医療体制

1 岩手DMATの派遣等

[略]

1-3-146

○ 指定病院並びに編成及び登録された岩 手DMATは、次のとおりである。

区分	指定病院	D M A	編成基
		T数	準
県	[略]		[略]
	県立中部病院	<u>3</u> チーム	
	県立胆沢病院	<u>6</u> チーム	
	[略]		
	県立釜石病院	<u>2</u> チーム	
	県立宮古病院	<u>3</u> チーム	
	[略]		
学校法	岩手医科大学附	<u>5</u> チーム	
人岩手	属病院		
医科大			
学			
日本赤	盛岡赤十字病院	<u>5</u> チーム	
十字社			
岩手県			
支			
部			

[略]

2~7 [略]

第4 後方医療活動

[略]

第5 傷病者の搬送体制

[略]

第6 個別疾患への対応体制

[略]

第7 災害中長期における医療体制

- 1 災害中長期における医療活動

		及び防災関係機
		関との調整を含
		む。)
		7 災害医療支援
		ネットワークの
		会議開催
[略]	•	

第3 初動医療体制

1 岩手DMATの派遣等 [略]

○ 指定病院並びに編成及び登録された岩 手DMATは、次のとおりである。

区分	指定病院	D M A	編成基
		T数	準
県	[略]		[略]
	県立中部病院	<u>5</u> チーム	
	県立胆沢病院	<u>5</u> チーム	
	[略]		
	県立釜石病院	<u>1</u> チーム	
	県立宮古病院	<u>1</u> チーム	
	[略]		
学校法	岩手医科大学附	<u>7</u> チーム	
人岩手	属病院		
医科大			
学			
日本赤	盛岡赤十字病院	<u>4</u> チーム	
十字社			
岩手県			
支			
部			

[略]

2~7 [略]

第4 後方医療活動

[略]

第5 傷病者の搬送体制

「略〕

第6 個別疾患への対応体制

[略]

第7 災害中長期における医療体制

- 1 災害中長期における医療活動
  - 県本部長は、大規模災害時等、DMAT 撤退後において、避難所における巡回診療 や被災地の病院等の診療のために、引き続 き保健医療福祉活動チームの派遣が必要 である場合は、他の都道府県や日本赤十字

部、(一社)岩手県医師会、(一社)岩手県歯 科医師会等関係団体に対し、応援の継続を 要請する。

- 県本部長は、災害医療コーディネーター とともに、<u>応援のために参集した医療救護</u> 班等の県全体の派遣調整及び活動支援を 行う。
- 地方支部保健医療班長は、災害医療コーディネーターとともに、被災地における<u>医</u>療救護班等の活動調整及び活動支援を行う。

2•3 [略]

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産 [略]

第9 愛玩動物の救護対策

[略]

修正 | ○所要の修正

理由

社岩手県支部、(一社)岩手県医師会、(一社)岩手県歯科医師会等関係団体に対し、 応援の継続を要請する。

- 県本部長は、災害医療コーディネーターとともに、「いわて災害医療支援ネットワーク(保健医療福祉調整本部)」を設置し、 災害対策に係る保健・医療・福祉活動の総合調整を行う。
- 地方支部保健医療班長は、災害医療コーディネーターとともに、地域災害医療対策 会議を設置し、被災地における保健医療福祉活動チームの活動調整及び活動支援を行う。

2・3 [略]

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産 [略]

第9 愛玩動物の救護対策

[略]

本編 第3章 災害応急対策計画

頁			現	計	画			修	正	案
		第17節	節 食料、	生活必需	品等供給計画		第17	節 食料、	生活必需品	品等供給計画
	第1	基本力	与針			穿	第1 基本	方針		
		[略]					[略]			
	第2 実施機関(責任者)					穿	第2 実施機関(責任者)			
		[略]					[略]			
1-3-157	7 [県本部の担当]				[県本部の担当]					
		部	課等	地方支	担当業務		部	課等	地方支	担当業務
				部班					部班	
	[	[略]					[略]			
	商	打労	[略]				商工労	[略]		
	働	観光	経営支	[略]	物資調達の統括		働観光	経営支	[略]	1 物資調達の
	部	3	援課				部	援課		統括
										2 生活必需品
										等の物資の調
										達及びあっせ
										<u>\( \lambda \) \( \lambda \) \</u>
	<u> </u>		[略]	T				[略]	T	
		<b>基林水</b>	流通課	[略]	1 食料品、生活		農林水	流通課	[略]	1 食料等の物
	産	<b>E</b> 部			必需品等の物		産部			資の調達及び
					資の調達及び					あっせん
					あっせん					
					2 食料品取扱 機関との連絡					2 食料品取扱 機関との連絡
			林業振	[略]	食料品、生活必			林業振	[略]	食料等の物資の
			興課		電品等の物資の			興課	[ [ [	調達及びあっせ
			[略]		調達及びあっせ			[略]		ん
			LHHJ		か 主次 しめ っと			L-HJ		
	第3 実施要領					台	L	L 要領	l	
	[略]						[略]	<b>→</b> 123		
修正	○所要の修正									
理由										

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
	第22節 廃棄物処理・障害物除去計画	第22節 廃棄物処理・障害物除去計画
	第1 基本方針	第1 基本方針
	[略]	[略]
	第2 実施機関(責任者)	第2 実施機関(責任者)
	[略]	[略]
	第3 実施要領	第3 実施要領
	1 [略]	1 [略]
1-3-	2 し尿処理	2 し尿処理
178	(1) 処理方法	(1) 処理方法
	[略]	[略]
	(2) し尿処理用資機材の確保	(2) し尿処理用資機材の確保
	○ 市町村本部長は、あらかじめ、地域内	○ 市町村本部長は、あらかじめ、地域内
	のし尿処理業者、リース業者等と応援協	のし尿処理業者、リース業者等と応援協
	定を締結するなど、仮設トイレ、簡易ト	定を締結するなど、仮設トイレ、簡易ト
	イレ、バキュームカー等のし尿処理用資	イレ <u>、トイレカー、トイレトレーラー</u> 、
	機材の確保を図る。	バキュームカー等のし尿処理用資機材
		の確保を図る。
	[略]	[略]
	3~5 [略]	3~5 [略]
修正	○防災基本計画修正に伴う修正	
理由		

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	第28節 ライフライン施設応急対策計画	第28節 ライフライン施設応急対策計画
	第1 基本方針	第1 基本方針
	1~3 [略]	1~3 [略]
1-3-		4 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のイ
205		ンフラ事業者は、道路と生活インフラの連携
		した復旧が行えるよう、関係機関との連携体
		制の整備・強化を図るものとする。
	第2 実施機関(責任者)	第2 実施機関(責任者)
	[略]	[略]
	第3 実施要領	第3 実施要領
	[略]	[略]
修正	○防災基本計画修正に伴う修正	
理由		

本編 第4章 災害復旧・復興計画

頁	現 計 画	修 正 案
	第1節 公共施設等の災害復旧計画	第1節 公共施設等の災害復旧計画
	第1 基本方針	第1 基本方針
	[略]	[略]
	第2 災害復旧事業計画	第2 災害復旧事業計画
	[略]	[略]
	第3 激甚災害の指定	第3 激甚災害の指定
	[略]	[略]
	第4 緊急災害査定の促進	第4 緊急災害査定の促進
	[略]	[略]
	第5 緊急融資等の確保	第5 緊急融資等の確保
	[略]	[略]
1-4-3	1 国庫負担又は補助	1 国庫負担又は補助
	○ 法律又は予算の範囲内において、国が全部	○ 法律又は予算の範囲内において、国が全部
	又は一部を負担し、又は補助して行われる災	又は一部を負担し、又は補助して行われる災
	害復旧事業に関係する法令等は、次のとおり	害復旧事業に関係する法令等は、次のとおり
	である。	である。
	(1)~(21) [略]	(1)~(21) [略]
	(22) 災害廃棄物処理事業 <u>国庫</u> 補助金交	(22) 災害 <u>等</u> 廃棄物処理事業 <u>費</u> 補助金交
	付要綱	付要綱
	(23) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交	(23) 廃棄物処理 <u>施設災害復旧</u> 事業 <u>費</u> 補
	付要綱	助金交付要綱
	(24)~(26) [略]	(24)~(26) [略]
	2・3 [略]	2·3 [略]
修正	○所要の修正	
理由		